

令和八年二月二十七日（金曜日）午前十時二分 開議

議事日程第四号

令和八年二月二十七日（金曜日）午前十時開議

- | | | |
|------|--------|---|
| 第一 | 議第二十九号 | 令和八年度山形県一般会計予算 |
| 第二 | 議第三十号 | 令和八年度山形県公債管理特別会計予算 |
| 第三 | 議第三十一号 | 令和八年度山形県市町村振興資金特別会計予算 |
| 第四 | 議第三十二号 | 令和八年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 |
| 第五 | 議第三十三号 | 令和八年度山形県国民健康保険特別会計予算 |
| 第六 | 議第三十四号 | 令和八年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算 |
| 第七 | 議第三十五号 | 令和八年度山形県土地取得事業特別会計予算 |
| 第八 | 議第三十六号 | 令和八年度山形県農業改良資金特別会計予算 |
| 第九 | 議第三十七号 | 令和八年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算 |
| 第十 | 議第三十八号 | 令和八年度山形県林業改善資金特別会計予算 |
| 第十一 | 議第三十九号 | 令和八年度山形県港湾整備事業特別会計予算 |
| 第十二 | 議第四十号 | 令和八年度山形県流域下水道事業会計予算 |
| 第十三 | 議第四十一号 | 令和八年度山形県電気事業会計予算 |
| 第十四 | 議第四十二号 | 令和八年度山形県工業用水道事業会計予算 |
| 第十五 | 議第四十三号 | 令和八年度山形県公営企業資産運用事業会計予算 |
| 第十六 | 議第四十四号 | 令和八年度山形県水道用水供給事業会計予算 |
| 第十七 | 議第四十五号 | 令和八年度山形県病院事業会計予算 |
| 第十八 | 議第四十六号 | 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第十九 | 議第四十七号 | 山形県行政手続条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十 | 議第四十八号 | 山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十一 | 議第四十九号 | 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十二 | 議第五十号 | 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十三 | 議第五十一号 | 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十四 | 議第五十二号 | 山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十五 | 議第五十三号 | 山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十六 | 議第五十四号 | 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十七 | 議第五十五号 | 山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十八 | 議第五十六号 | 山形県総合文化芸術館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十九 | 議第五十七号 | 山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十 | 議第五十八号 | 山形県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十一 | 議第五十九号 | 山形県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十二 | 議第六十号 | 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十三 | 議第六十一号 | 山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十四 | 議第六十二号 | 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十五 | 議第六十三号 | 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十六 | 議第六十四号 | 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について |
| 第三十七 | 議第六十五号 | 包括外部監査契約の締結について |
| 第三十八 | 議第六十六号 | 県政一般に関する質問 |

本日の会議に付した事件

議事日程第四号に同じ。

出席議員（四十一名）

- | | | | | |
|---|---|----|-----|----|
| 一 | 番 | 石川 | 渉 | 議員 |
| 二 | 番 | 佐藤 | 寿 | 議員 |
| 三 | 番 | 齋藤 | 俊一郎 | 議員 |
| 四 | 番 | 橋本 | 彩子 | 議員 |

六	番	石	川	正	志	議
七	番	阿	部	恭	平	員
八	番	鈴	木		学	員
九	番	伊	藤	香	織	員
十	番	石	塚		慶	員
十一	番	関			徹	員
十二	番	江	口	暢	子	員
十三	番	阿	部	と	み	員
十四	番	梅	津	庸	成	員
十五	番	高	橋	弓	嗣	員
十六	番	佐	藤	文	一	員
十七	番	相	田	日	出	員
十八	番	佐	藤	正	胤	員
二十	番	相	田	光	照	員
二十一	番	遠	藤	和	典	員
二十二	番	菊	池	文	昭	員
二十三	番	今	野	美	奈	員
二十四	番	高	橋		淳	員
二十五	番	青	木	彰	榮	員
二十六	番	梶	原	宗	明	員
二十七	番	五十	嵐	智	洋	員
二十八	番	能	登	淳	一	員
二十九	番	柴	田	正	人	員
三十	番	洪	間	佳	美	員
三十一	番	矢	吹	栄	修	員
三十二	番	小	松	伸	也	員
三十三	番	吉	村	和	武	員
三十四	番	高	橋	啓	介	員
三十五	番	木	村	忠	三	員
三十六	番	加	賀	正	和	員
三十七	番	森	谷	仙	一	員
三十八	番	椋	津	博	士	員
三十九	番	奥	山	誠	治	員
四十	番	伊	藤	重	成	員
四十一	番	舩	山	現	人	員
四十二	番	田	澤	伸	一	員
四十三	番	森	田		廣	員
欠	席	議	員	(一名)		
五	番	松	井		愛	員
欠		員		(一名)		

説明のため出席した者

知事	吉	村	美	栄	子	君
副知事	高	橋		徹		君
副知事	折	原	英	人		君
企業管理者	松	澤	勝	志		君
病院事業管理者	阿	彦	忠	之		君
総務部長	小	中	章	雄		君
みらい企画創造部長	會	田	淳	士		君
防災くらし安心部長	庄	司	雅	人		君
環境エネルギー部長	沖	本	佳	祐		君
しあわせ子育て応援部長	齋	藤	恵	美	子	君
健康福祉部長	酒	井	雅	彦		君
産業労働部長	奥	山		敦		君
観光文化スポーツ部長	黒	田	あ	ゆ	美	君
農林水産部長	高	橋	和	博		君

県土整備部長	永尾慎一郎君
会計局次長	大沼啓介君
財政課長	安孫子幸一君
教育長	須貝英彦君
公安委員会委員長	柴田曜子君
警察本部長	水庭誠一郎君
代表監査委員	柴田優君
人事委員会委員長	安孫子俊彦君
人事委員会事務局長	工藤明子君
労働委員会事務局長	鈴木和枝君

○副議長（榎津博士議員） 議長所用のため私が議長の職務を行います。

午前 十時 二分 開 議

○副議長（榎津博士議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一議第二十九号議案から日程第三十七議第六十五号議案まで及び日程第三十八県政一般に関する質問

○副議長（榎津博士議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一議第二十九号令和八年度山形県一般会計予算から、日程第三十七議第六十五号包括外部監査契約の締結についてまでの三十七案件を一括議題に供し、これら案件に対する質疑と、日程第三十八県政一般に関する質問を併せ行います。

質疑及び質問の通告がありますので、通告順により発言を許可いたします。

十七番相田日出夫議員。

○十七番（相田日出夫議員） おはようございます。自由民主党の相田日出夫です。一般質問の機会をいただきました先輩、同僚議員の皆様並びに傍聴にお越しの皆様にご心から感謝を申し上げます。

私は三年前、県議会初の試みとして県内プロスポーツチームのユニホームを着用し、初登壇いたしました。本日は、有志による年に一度の着物議会に合わせ、地元置賜が誇る米沢織を着用し、足元には地元で製作された令和のたくみ、現代のげたを履かせていただいております。この姿を通し、伝統産業の振興と活性化の一助になればと願うものであります。

折しも本年は、本県がナショナルジオグラフィックの「Best of the World 2026」に選出され、世界中から注目を集める記念すべき年です。国内外から多くの方が訪れるこの機会に、本県が誇る歴史ある伝統産業の魅力に一人でも多くの方から触れていただきたいと考えております。

それでは、通告に従いまして順次質問に入らせていただきます。

大規模林野火災への対応についてお伺いいたします。

令和六年春、高島町及び南陽市で発生した大規模林野火災は、本県の防災体制に極めて重い教訓を残しました。

近年は、全国的にも気候変動の影響と見られる少雨や高温、強風の発生頻度の増加により、林野火災が一旦発生すれば、急速に延焼拡大する傾向が指摘されています。本県においても里山と住宅地が近接する地域が多く、一たび大規模化すれば、人命や生活基盤に甚大な影響を及ぼす危険性を常に抱えていると言わざるを得ません。加えて、中山間地域では、初動対応を担う消防力の確保自体が年々困難さを増しており、平時からの備えと広域的な支援体制の実効性がこれまで以上に問われる状況にあります。

私は、令和六年九月の予算特別委員会において、自衛隊派遣要請の迅速化や情報の一元化を求めました。これを受け、派遣要請フローの整理や航空運用調整班の設置など具体的な仕組みが整えられたことは、極めて実効性の高い前進であり、迅速な対応に感謝を申し上げます。

しかし、この仕組みを真に機能させるためには、消防現場の声を酌み取り、実践で活用できるものにしていくことが求められます。現場で消火作業に当たった消防署員からは、強い使命感ゆえに他の消防本部への応援要請をちゅうちょしてしまい、結果として長期間の活動で疲弊したとの声が寄せられています。他の消防本部への要請を円滑に行うことは、隊員の負担軽減のみならず、相互の現場対応力や連携の向上にも資するものであり、消防団を含め、急峻な山中での地上消火や空中消火に対する力強い支援が切実に求められています。

去る令和七年八月二十九日には、消防庁次長から、大船渡市での大規模林野火災を教訓とした通知が発出されました。そこでは、時期を逸さない県内消防機関の広域応援やちゅうちょのない緊急消防援助隊の要請

などに向け、平時から、消防機関、都道府県、自衛隊等との間の連絡・情報共有体制の構築と、さらなる関係強化が求められているところです。

具体的には、消防活動の生命線である水利確保に向けた民間事業者との連携や最前線で活動する消防団の負担を軽減する資機材の整備支援が必要とされていますし、私は、さらに、空中消火にとどまらない、自衛隊の知見を生かした地上活動における支援の在り方など、多角的な検討が必要と考えます。

こうした国の通知や現場の声を踏まえ、最新のデジタル技術による情報共有の下、関係機関がより緊密に連携して一丸となって林野火災に対応する姿こそ、県民が求める進化した防災体制ではないでしょうか。

そこで、県は、県民の生命・財産を守り抜くため、実効性のある現場支援と、さらなる体制強化にどのように取り組んでいくのか、防災くらし安心部長の御所見をお伺いいたします。

次に、災害時の通信確保に向けた取組についてお伺いいたします。

近年の災害は、激甚化・頻発すると同時に、局地的・突発的に発生する傾向が強まっております。山間部の多い本県においては、道路寸断や停電が重なれば、情報の孤立が瞬時に発生しかねません。避難指示の伝達、救急搬送の要請、被災状況の把握など、あらゆる初動対応は通信基盤に依存しております。その確保は、もはや補完的手段ではなく、災害対応の根幹であると認識すべき段階に来ていると考えます。

そこで、私は、令和六年九月の予算特別委員会において、高島町及び南陽市で発生した大規模林野火災や令和六年七月の豪雨災害の教訓を踏まえ、携帯電話の不感地帯における通信手段の確保、特に衛星通信機器「スターリンク」やWi-Fi環境の整備について、総合支庁単位での体制強化を強く訴えました。その後の本県の取組を確認したところ、県庁や各総合支庁への衛星携帯電話の配備や、今年度には衛星通信機器「スターリンク」を導入、さらには、総務省からの移動通信機器無償貸与制度の周知などが進んでいるとのこと。

しかし、実際の災害現場は一刻を争います。衛星携帯電話の配備や総務省の制度活用は大きな力となるものですが、災害は発生場所や規模により状況が大きく変わるため、地域として即時に対応できる体制も併せて考えておく必要があると考えます。

加えて、令和七年八月に消防庁から出された通知においても、大船渡市の林野火災を教訓に、不感地帯における衛星通信機器を活用した情報伝達手段の充実が強く求められています。これを受け、現場の状況に合わせて必要な通信手段を素早く確保できるよう、運用や配置の考え方、衛星通信機器の運用体制の在り方について、速やかに検討を進めていく必要があります。

また、指定公共機関である通信事業者と協力し、車両が入りにくい地域や広域の山間部においても通信を確保できるよう、空からの提供を含む新たな技術の活用も視野に入れる必要があります。近年、ドローン等による臨時的な通信提供の取組が進みつつあることから、本県としても、こうした先端技術をどのように連携して活用できるか、特に災害時応援協定の実効性を高める観点から検討を深めていくことが重要だと考えます。

通信の途絶は救える命の断絶に直結するという強い危機感を持ち、本県の災害時における通信確保対策を実効性のあるものにするため、さらなる取組が必要です。県として、災害時における通信確保を図るため今後どのように取り組む考えか、防災くらし安心部長にお伺いいたします。

次に、有害鳥獣捕獲従事者の負担軽減について伺います。

私は、令和六年三月の予算特別委員会において、狩猟免許所持者の維持確保と捕獲活動に係る実費負担に見合った支援の必要性について質問を行いました。当時、部長からは、弾薬価格の上昇が負担を押し上げているとの認識や政府交付金拡充を働きかけるとの前向きな答弁をいただきました。

しかし、現場の環境は、さらに厳しさを増しています。特に、昨年は熊の出没が相次ぎ、猟友会の皆様には、自身の危険を顧みず、昼夜を問わず活動に御尽力をいただきました。この公的な要請に応える活動が、従事者の善意と多大な自己負担によって支えられているのが実情です。

ここで、県内における弾薬価格の推移を挙げます。まず、ライフル銃並みの精度を持つサボット弾は、令和元年の一発三百九十七円から令和五年には八百三十円と、僅か四年で二倍以上に跳ね上がりました。直近の令和七年でも七百二十三円と、依然として高止まりしています。また、スラグ弾は二百八十円から三百四十二円へ、ライフル弾も四百八十三円から五百四十七円と、軒並み上昇しています。

捕獲頭数が十年前の四倍以上に膨れ上がる中、弾薬単価の上昇は、家計への限界を超えています。県は、令和七年度から、射撃講習会での弾代支援を六千円から一万円に拡充されましたが、これはあくまで訓練への支援であり、日常的な捕獲実働における負担解消には至っておりません。

現在、県は国に対して鳥獣交付金の拡充を要望されていますが、いまだ実現には至っておりません。現場の高齢化は深刻であり、以前から、五年後にはメンバーが半分以下になるという悲鳴にも似た危機感が寄せられています。国の制度改正を待っている間に、本県の捕獲体制が崩壊してしまえば取り返しがつきません。

第一に、実態把握と評価です。昨年の熊出没対応では、猟友会が地域の守り神として奔走されましたが、その裏では、記録的な弾薬高騰が従事者の家計を直撃しています。この経済的重荷が活動意欲をそぎ、県の捕獲体制を根底から揺るがしかねないと危惧していますが、県は現在の影響をどう捉えていますか。

第二に、県独自の追加支援です。国の交付金拡充要望も重要ですが、現場は一刻を争います。遠くの助けを待つ間に、担い手が力尽きては元も子もありません。県として、弾薬代の直接補助や出動手当の増額など、国に先んじてでも山形モデルと言える一歩踏み込んだ独自支援を検討する考えはありませんか。

第三に、後継者育成への支援についてです。以前から指摘されているとおり、五年後にはメンバーが半分になるという現場の危機感は、技術継承のタイムリミットを意味しています。意欲ある新人がベテランから技術を学び、現場経験を積みやすくするための環境づくりが急務です。有害鳥獣捕獲に欠かせない人材を確保するため、今後どのような具体的施策を展開していくおつもりか。

以上の三項目について、環境エネルギー部長の見解をお聞かせください。

次に、ツキノワグマの生息状況調査の見直しについて伺います。

県は、長年実施してきた猟友会の目視による生息数調査を今年度から取りやめました。その背景には、近年の記録的な少雪やハンターの高齢化により、調査の信頼性が低下したことがあるとされています。

驚くべきは、県が示した推計値の推移です。令和三年度の約二千三百頭から、直近の令和六年度には約一千三百頭と、数字上は僅か数年で四割近くも減少しています。しかし、現実の目撃件数は、令和五年度に過去最多の七百六十五件を記録するなど、統計上の数字と県民が肌で感じる脅威との間には、深刻な乖離が生じています。

この実態を反映していない数値について専門家を交えて検討し、調査手法の切替えを決断した県の判断自体には一定の理解をいたしますが、過去のデータとの連続性を断ち切る以上、今後の管理にはこれまで以上の科学的根拠が求められると考えます。

県は、新たな調査として、山形大学と連携したカメラ調査により、全県に約百台のカメラを設置し、ツキノワグマの個体数そのものではなく、その主要生息地での増減トレンドを把握していくとしています。私は、こうした新たな調査を今後の政策にどのように生かしていくのが重要であると考えます。住民の不安を解消する上で、どこまでを保護し、どこからを即時捕獲するのかといったゾーニングによるすみ分けや実効的な捕獲の在り方などについて、市町村や住民との合意形成の下で明確に定める必要があると考えます。

また、新しい調査は、従来の約三・五倍となる七百万もの予算を投じるものです。調査結果について、効率的なわなの設置など、県民の安全に資する新たな仕組みにも生かしていくべきと考えます。

さらには、環境省の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン」の改正では、広域的な管理ユニットによる個体群管理が求められています。県において、ツキノワグマの個体数推計からトレンド把握へかじを切る中で、国のガイドラインが求める適正な管理をどう実施していくのかも重要です。

こうしたことを問題意識として持ちつつ、このツキノワグマ生息状況調査の見直しの経緯と見直し後の調査方法、そして、その情報を捕獲運用にどのように反映させながら県民の安全の担保につなげていくのか、具体的に何を基準に生息数の減少と判断し捕獲の強弱を判断するのかという点も踏まえ、環境エネルギー部長のお考えをお伺いいたします。

次に、地域資源の継承を通じた持続可能な観光地域づくりの確立に向けた取組について伺います。

昨年十月、本県がナショナルジオグラフィックの「Best of the World 2026」に選出されたことは、本県観光の歴史に刻まれる快挙でありました。その評価の核心は、単なる景勝地の美しさではなく、本県が持つ静寂や聖なる山々、そして、古くからの伝統と精神性にあります。世界は今、過度な観光地化から離れ、本県が守り続けてきたありのままの日本の姿に至高の価値を見いだしているものです。

しかし、この世界的な追い風の陰で、私たちの足元にある宝は危機に瀕しています。インバウンド需要の回復とSNSなどによる情報拡散力の向上により、いわゆるゴールデンルートのみならず、地方にもインバウンド客の波が確実に広がりつつあります。一方で、受入れ態勢が整わないまま来訪者のみが増加すれば、地域住民の生活環境への影響や文化財の劣化、いわゆるオーバーツーリズムの懸念も生じかねません。

県内各地には、すばらしい歴史的価値を持ちながらも、予算不足や過疎化により修繕もままならず、手つかずのまま放置されている県指定文化財、歴史遺産、寺社、古民家、そして伝統的な町並みが数多く存在します。

市町村においては、観光振興の意欲はあっても、単独では財源も専門人材も乏しく、歴史文化遺産が活用されるどころか維持することさえ困難となり、地域全体が静かなる衰退へという厳しい現実と直面しています。世界が「行くべき場所」と絶賛した本県の精神的なバックボーンが、まさに今、音を立てて崩れようとしているのではないのでしょうか。

この歴史的なチャンスを、一部の有名観光地だけのものにしてはなりません。私は、県が強力なリーダーシップを発揮し、以下の三つの視点で取り組むべきと考えます。

第一に、埋もれている歴史文化遺産の価値を再定義し、保存と活用をセットにした集中支援を行うことです。単なる保存・守りにとどまらず、宿泊施設や体験の場として活用・攻めることで収益を生み、その利益を再び保存に回す循環型の地域再生モデルを確立すべきです。

第二に、自治体の枠を超えた広域連携のコーディネートです。一自治体では予算もコンテンツも限界がありますが、県がハブとなり、複数の市町村にまたがる歴史的なストーリーを構築することで、滞在時間の延長と周遊を促す仕組みが必要です。

第三に、予算の乏しい自治体に対する伴走型の支援です。専門知識を持つアドバイザーの派遣や国・県の補助金を効果的に組み合わせるための調整など、意欲ある地域を見捨てない、きめ細かな対応を求めます。

こうした視点で取り組むことで、市町村による主体的な歴史文化遺産の適切な保存が促進されるとともに、これら地域資源の観光への活用を通じ、地域経済のより一層の活性化が見込まれると考えます。

そこで、新年度の具体的な施策において、県として、百年先まで地域が輝き続けるため、市町村との連携強化を含めた持続可能な観光地域づくりの確立に向けどのように取り組んでいくのか、観光文化スポーツ部長にお伺いいたします。

私は、一昨年の予算特別委員会において、本県有機農業の先駆者である故星寛治さんの志を継ぎ、本県が有機農業の里としてさらなるリーダーシップを発揮していくべきとの思いを伝えさせていただきました。

あれから二年、国の「みどりの食料システム戦略」が加速する中、本県においても昨年三月、やまがた環境保全型農業推進計画並びに第四次山形県食育・地産地消推進計画が相次いで策定されました。

まず、昨年三月に策定された新計画には、東北農林専門職大学との連携による有機農業実践講座や、県内五か所へのオープンフィールド設置など、現場の声に寄り添った具体的な担い手育成策が数多く盛り込まれました。また、一昨年の議論を真摯に酌み取っていただき、食育・地産地消推進計画においても、子供たちの農業体験やエシカルな消費行動の促進が明確に位置づけられました。このように、生産と消費の両面から本県農業を支える姿勢が示されたことは、本県農業の持続可能性を高める上で、極めて意義深いものと評価しております。

このすばらしい計画をより確かなものにするために、実行段階における視点について申し上げます。

近年、資材や燃料価格の高騰に加え、気候変動の影響による高温障害や豪雨被害など、生産現場を取り巻く環境は一層不確実性を増しております。有機農業は、環境負荷の低減という大きな価値を有する一方で、収量の安定確保や販路の確保に対する不安が新規参入や慣行農業からの転換の大きな壁となっているのも事実であり、こうした課題をどう乗り越えるかが重要な視点であります。

令和八年度予算案で提案されている、「やまがた有機の里づくり支援事業費」の約四千五百七十三万円は、限られた財源の中で工夫を凝らした予算編成であると察しますが、全県的な拡大を目指す上では、この予算をいかに効率的かつ戦略的に運用していくかが鍵となります。例えば、水稲以外の枝豆や里芋などの品目拡大においては、マニュアルの普及に加え、農家の皆さんが安心して取り組めるような所得安定の仕組みや、さらには、市町村が取り組むオーガニックビレッジを県がより強力にバックアップする体制構築が、計画達成の力強い推進力になると確信しております。

そこで、新計画の着実な実行に当たり、今回の新計画に掲げた有機農業の推進について、令和十年度までの目標達成に向け、限られた予算を最大限に活用しながら、どのように着実な歩みを進めていかれるのかお尋ねします。

また、有機農業実践講座やオープンフィールドを通じた技術伝承により新規参入者や慣行農法からの転換を検討している農業者の皆様に対して、いつまでに、どの程度、どのような姿を目指して裾野を広げていくのか、その具体的な将来像をお聞かせください。

あわせて、有機農業の生産を支えるためには、消費者の理解を醸成し、消費行動を促すことが必要です。地域内流通など県産有機農産物の販路の拡大に向けて県としてどのように取り組んでいかれるのか、農林水産部長にお伺いいたします。

最後に、教職員の不祥事防止に向けた取組についてお伺いします。

初めに、公務員、とりわけ教育に携わる者の身分の重さについて再確認しなければなりません。

民間企業における私生活上のトラブルは、業務に直接の支障がない限り、解雇や重い処分を下すことは法的に容易ではありません。しかし、行政に身を置く公務員は、全体の奉仕者として常に高い倫理感が求められます。勤務時間外であっても、飲酒運転だけでなく、SNSでの不適切な投稿などにより、即座に免職や停職という極めて重い処分が下されるのは、それだけ公的な信頼が社会の根幹を支える不可欠な基盤だからです。

まして、児童生徒に正義や倫理を教える立場の教職員が、自ら法を犯し不祥事を起こすことは、子供たちの純粋な心に消えない深い傷を刻む行為であり、一度失われた教育への信頼は一朝一夕に回復できるものではありません。

本県教育委員会では、平成二十七年の「教職員の不祥事防止に係る有識者会議」の提言を受け、平成二十九年には公金等の適正な管理及びわいせつ事案防止に係る特別部会を設置し、不祥事防止について議論しています。さらに、平成三十年には、教職員一人一人が自らの内面と向き合って、自ら気づき、行動していくための取組の必要性を明示しています。

わいせつ事案防止では、同僚性を生かした未然防止やカウンセリング環境の整備、採用面接の技法向上といった多角的な取組を掲げてきたにもかかわらず、重大事案は根絶されていません。不祥事の根絶には、発生要因を直視する必要があります。私の見るところ、そこには四つの構造的な課題が見てとれます。

第一に、規範意識の欠如と根拠なき過信です。特に飲酒運転やわいせつ事案に顕著なのは、自分は捕まらない、これくらいは許されるという教職員としての自覚を著しく欠いたおごりであり、法や倫理を軽んじて

いる身勝手に軽薄な意識にほかなりません。

第二には、教職員の多忙化による精神的余裕の喪失です。日々の業務過多が深刻なストレスとなり、本来備わっているべき自制心の低下や判断ミスを誘発する温床となっています。

第三には、現場の風通し、すなわち同僚性の低下です。個々の教員が抱える悩みや行動の違和感を周囲が察知できなければ、孤立した教員が誰にも止められぬまま暴走してしまい、不祥事を未然に防ぐことができません。

第四には、管理職の指導・監督機能の形骸化です。不祥事防止の取組が単なる報告書の作成や形式的な研修といった事務作業に終始し、個々の教員の心に届くような、真の意味での行動変容を促す指導に至っていないのではないのでしょうか。管理職が教職員一人一人の心に寄り添う時間を確保し、目配り、心配りができるようにすることが最大の抑止力になります。

これまで県教育委員会は、特別部会の設置や各種要綱の策定など、不祥事根絶に向けて多大な尽力をされてきました。しかし、不祥事は毎年起きています。これまで多くの施策が講じられてきましたが、現場の末端まで浸透し切れていない現状を真摯に省み、これまでの手法に加え、新たな取組を実施したり、取組内容の充実を図る時期に来ていると考えます。

教育とは、教職員と子供たち、そして、地域との信頼関係の上にしか成り立ちません。有識者会議の提言書にある、「教育の仕事に携わることの『畏れ』」という言葉、いま一度、全職員が胸に刻むべきです。

デジタル化や雇用の多様化など、教育を取り巻く環境は大きく変化してきています。それにより、発生する不祥事も、全国的にもデジタル機器を使った盗撮といったわいせつ事案やSNSへの不適切な投稿などの態様の変化にとどまらず、県内においても非正規職員による不祥事が散見されるなど、主体の変化も見られます。これからの不祥事防止は、こうした変化に合わせることを求められます。

子供たちの心を守り抜くため、教職員の不祥事防止に向け、態様の変化や雇用の多様化に的確に対応した実効性のある取組について、教育長にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（榎津博士議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

庄司防災くらし安心部長。

○防災くらし安心部長（庄司雅人君） おはようございます。私に二問御質問を頂戴いたしましたので、順次お答えさせていただきます。

初めに、大規模林野火災への対応についてであります。

県では、令和六年四月から五月に高畠町、南陽市で発生した大規模林野火災の教訓を踏まえ、現地指揮本部への総括班と航空運用調整班の設置など林野火災への対応体制を構築いたしました。この実効性を確保するためには、関係機関への応援要請の手順を習熟し、柔軟性のある即応力を磨くことが重要であり、連携訓練を積み重ねることが必要不可欠と認識しております。

このため、従来隔年で実施しておりました林野火災防衛訓練について、今年度から毎年二回実施することとし、内容も現地での消火活動を主体とする訓練から、迅速な意思決定と関係機関との連携の確認に重点を置く訓練へと見直しを行ったところでございます。

今年度は、昨年十月に最上地域を会場に、緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練を実施し、県の災害対策本部と現地指揮本部との情報共有や地上部隊と航空部隊との連携に係る図上訓練、地上及び空中消火活動等に係る八道県緊急消防援助隊による広域応援の受援体制の確認等を行いました。この中で、林野火災を想定し、他県の緊急消防援助隊と地元の消防本部、消防団、さらには建設業協会が連携し、水利の乏しい林野地域において、防災ヘリによる空中消火訓練、自然水利からの遠距離送水やコンクリートミキサー車を活用した給水による消火訓練等を実施したところであります。

また、今年二月に山形市と合同で実施した図上訓練では、令和六年九月から運用が開始されました消防庁映像共有システムによる災害現場情報の共有、県消防防災航空隊による空中消火活動の開始、八道県の消防防災航空隊への応援要請と地上消火活動における他消防本部への応援要請、さらには、火災覚知から自衛隊派遣要請等に至るまでの一連の手順を確認いたしました。この訓練については、訓練参加の山形市消防本部に加え、県内の各消防本部が参観し、発災時の連絡手順の確認や各関係機関の連携について共有を図ったところであり、参加者からは、火災発生から自衛隊派遣要請までの流れを確認できた、関係機関との情報共有や連携の重要性を再認識できたなどの評価をいただいたところであります。

今後は、消防長会の場を活用し、率直な意見交換を行うなどして消防現場の声の把握に努めますとともに、訓練結果の評価検証などを踏まえ、林野火災への対応体制や訓練の内容について不断の見直しを行ってまいりたいと考えております。

さらに、市町村に対し、消防及び消防団の資機材の整備充実や民間事業者との連携等について働きかけるとともに、訓練を開催地を変えながら繰り返し実施し、併せて、各地域の自主的な火災防衛訓練に要請に応じて積極的に参加することで、対応の手順や、県、市町村、各消防本部、さらには自衛隊等との関係機関との連携協力体制の練度向上を図るなど、林野火災への対応の実効性向上に向けてしっかりと取り組んでまい

りたいと考えております。

続きまして、災害時の通信確保に向けた取組についてお答え申し上げます。

頻発化・激甚化する自然災害や度重なる大規模林野火災の発生を踏まえ、避難情報の確実な伝達や迅速な安否確認、現場と本部の情報共有など、災害時に安定した通信環境を確保することは極めて重要となっております。このため、県では、災害時における確実な通信手段の確保に向け、衛星通信機器の導入・活用など、様々な取組を進めているところであります。

今年度は、新たに衛星通信機器「スターリンク」を導入し、本年一月に実施した舟形町との合同冬期防災訓練において、訓練に参加した住民が自分のスマートフォンを接続して、通話したり画像を送信したりするなど、その活用方法や有効性について確認をしたところであります。加えて、県が保有しております衛星携帯電話について、インターネット接続が可能な機器に更新し、通話に加え画像送信も可能とするなど、通信性能の向上を図ることとしております。

さらに、総務省東北総合通信局が保有する衛星携帯電話やスターリンク等の災害対策用移動通信機器の無償貸与制度について、令和六年七月の大雨災害時、酒田市、戸沢村が活用し有効であったことから、市町村に対して、県・市町村防災対策連絡会議や総合防災訓練時の展示ブースで紹介するなどして、制度の周知と災害時の積極的な活用を促しております。

また、平時から通信関連事業者と連携した訓練を実施することも重要であります。このため、総合防災訓練に通信関連事業者に参加いただき、災害情報の収集や通信ライフラインの応急復旧、避難所の設置運営等の訓練において、衛星通信機器を活用した災害時の通信手段の確保を確認しているところです。来年度の総合防災訓練等では、通信関連事業者と災害現場での通信確保に有効な移動基地局車の配置を調整しており、その運用体制などについて確認することとしております。

他方、令和六年能登半島地震では、通信基地局の倒壊などの影響により広範囲にわたって携帯電話が使えない状況が発生いたしました。その際、通信関連事業者が携帯電話基地局機能を備えたドローンを上空に停留させることにより通信エリアを確保いたしました。

本県におきましても、広範囲にわたる通信途絶に備えるためのドローンを活用した携帯電話基地局の開設を含め、災害時において多様な通信手段を速やかに活用できるよう、通信関連事業者と災害時応援協定の締結に向けた調整を進めるなど、一層の連携強化を図ってまいりたいと考えているところであります。

県といたしましては、平時から地方行政機関や通信関連事業者等との連携を強化するとともに、総合防災訓練等における実践的な訓練などを通して、災害時における安定した通信環境の確保に向けて、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（椋津博士議員） 沖本環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（沖本佳祐君） 私には二点御質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず、有害鳥獣捕獲従事者の負担軽減についてお答え申し上げます。

まず第一に、捕獲やパトロールに従事していただいた方の経済的負担についてですが、近年の熊の大量出没に伴う出勤機会の増加や物価高騰の影響により、負担が増しているものと受け止めております。そのため、県では令和七年度から、捕獲活動に不可欠な射撃訓練に係る支援単価を一人一回につき六千円から一万円に引き上げ、捕獲従事者の負担の改善を図っているところです。

また、弾薬を含めた日々の捕獲等の活動に要する経費については、捕獲等の実施主体である市町村が、報酬や日当としてその水準を定めているところです。今年度だけでも十二の市町村において報酬等の見直しが進むなど、一定の対応が広がっているところではありますが、引き続き報酬等の単価が適切な水準となるよう市町村に働きかけてまいります。

第二に、捕獲等に対する追加支援についてです。通報や目撃が集中する市街地周辺でのパトロールは、見通しが悪いなど熊との遭遇の危険性が高いことなどから、それに見合う水準の報酬等を設定できるよう、環境省の交付金の新メニューを活用し、市町村に対する補助金を新たに当初予算案に計上したところです。

あわせて、農林水産省の交付金については、令和六年度から、地域ごとに必要な経費に応じた報酬等の引上げに活用できる「クマ特別対策」のメニューが新設されており、農地周辺の捕獲等の活動における報酬等の引上げが進むよう、その活用を市町村に促してまいります。

さらに、農林水産部では、市町村が設置する鳥獣被害防止対策協議会に対し、政府の交付金の対象外である銃器の購入や捕獲個体埋設用地の賃借料などにも活用できる県独自の支援を当初予算案に計上したところです。

第三に、後継者育成への支援についてです。捕獲等の担い手の確保につきましては、猟銃の購入経費や県猟友会が実施する狩猟免許対策講習の開催経費への支援、狩猟免許試験実施回数の増加などにより、県内の猟友会員数については、平成二十六年度の一千三百人台から、令和六年度は一千七百人台まで増加するなど、一定の成果が上がっております。

また、技術の継承につきましては、猟友会の支部ごとにOJTなどの独自活動に取り組めるよう経費を支援しているほか、この春から強化する春季捕獲についても、若手がベテランの指導の下で実地経験を積むことができるよう、若手とベテランでチームを編成して実施することにより、技術継承の場とすることも目的

としております。

県としましては、これらの施策にしっかりと取り組み、捕獲者の負担軽減と担い手確保・技術の継承を進め、市町村や猟友会と連携し、持続的な捕獲体制の確保に取り組んでまいります。

次に、ツキノワグマの生息状況調査についてお答え申し上げます。

熊の生息状況につきましては、これまで本県では、残雪期の山中での目視確認を基に個体数を推計してきましたが、近年の少雪により、早い時期から背景となる白い雪がなくなるため、熊の姿の確認が困難になっているほか、熊は行動範囲が広く、県域をまたいで生息しているため、本県のみでは的確な推計が難しく、出没状況との乖離が生じておりました。このため、昨年度、県や市町村、学識経験者、猟友会等関係団体から成る山形県特定鳥獣保護管理検討委員会において検討を行い、県民の安全安心を守る観点では、熊が何頭生息しているかという個体数の推計に多くの費用と労力をかけるより、主要生息域での生息状況を把握し、適切に捕獲圧をコントロールすることが効果的、効率的であると判断し、調査の考え方を見直しました。

具体的には、山形大学と連携し、熊の生息域である鳥海山地、月山・朝日飯豊及び南奥羽の三地域について、山地部から合計九十三地点を選定して自動撮影カメラを設置し、得られたデータを基に特定鳥獣保護管理検討委員会でも議論を行い、増減傾向を把握することとしております。令和九年度からの次期山形県ツキノワグマ管理計画に反映させるため、今年度からデータの取得を進めております。

地域ごとに増加傾向にあるなど個体群の保護に問題がないと判断される場合には、出没を事前に抑制するため、春季捕獲の強化など捕獲圧を高めてまいりたいと考えております。さらに、増加傾向にある地域においては、不要果樹の伐採や、やぶの刈り払いの徹底、侵入防止措置の強化など、生活圏の防御を前倒しで講じることが可能になると考えております。

なお、今後の検討に当たっては、市町村や猟友会が現場で迷いなく捕獲や対策を行えるよう、関係者の意見を十分に聞きながら進めてまいります。

一方、適切な保護・管理のためには、個体数の推計についても有効と考えておりますが、生息域が広域で、県単独での的確な推計は難しいことから、昨年十一月に北海道東北地方知事会として、また、本県独自としても、政府が主体となりモニタリング調査を実施し、分布状況や個体数を把握するよう要望を行ったところです。その後取りまとめられた政府の「クマ被害対策パッケージ」において、熊の個体数については、環境省が都道府県と連携しながら全国統一的な手法で地域個体群ごとに推計すること及び個体数推計に関する技術向上等に関する調査研究を進めることが盛り込まれており、今後、環境省と連携して取り組んでまいります。

県としましては、政府や専門家、関係団体等と連携して、熊の生息状況の把握に取り組み、適切な保護・管理につなげることで、県民の安全安心の確保に努めてまいります。

○副議長（椋津博士議員） 黒田観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（黒田あゆ美君） 地域資源の継承を通じた持続可能な観光地域づくりの確立に向けた取組についてお答えいたします。

このたびのナショナルジオグラフィックによる選出は、本県の豊かな自然や精神文化といった地域資源が国際的に評価されたあかしであります。とりわけ、地域に根づく有形・無形の文化財は、国内外からの旅行者が直接本物の価値に触れ、体験することができる目的地となるものであり、地域での滞在期間の延長や旅の高付加価値化につながる重要な要素の一つであると認識しております。

県では、令和四年三月に策定した山形県文化財保存活用大綱に掲げる文化財の保存と活用の好循環の構築に向けた取組を進めてまいりました。具体的には、文化財の適切な保存につなぐため文化財管理・防災パトロールを実施し、修繕が必要とされた文化財については、専門家による実態調査を経て、緊急度に応じた保存修理を市町村や所有者の意向も踏まえ進めております。

また、文化財を観光面で活用し保存に役立てる視点として、例えば、地域の観音信仰を「やまがた出羽百観音」としてブランド化し、御朱印帳などによる収入をお堂等の保存に充てる例や、近年では、本山慈恩寺のかやぶき屋根修繕のためのクラウドファンディング、羽黒山参拝者からの入域協力金徴収など、新たな財源を確保し保存につなげる取組がなされており、県としても、このような事例を参考にしながら他地域での保存・活用を模索してまいります。

さらに、広域化・ストーリー化の視点として、日本遺産に認定されている「出羽三山『生まれかわりの旅』」での山伏修行や、「山寺が支えた紅花文化」での紅花朝摘み体験など、受け継がれてきた文化財や精神文化を周遊型コンテンツとして開発し、広域での周遊を促進してきたほか、地域ガイド団体等と若者との交流を図り、文化財の活用に取り組む人材の育成・確保を図ってきたところであります。

令和八年度においては、これまでの取組を引き続き展開するとともに、県内各地のDMO等と連携した外国人向けの地域資源を活用したコンテンツ造成や、県の歴史や文化背景を語ることができるガイドのスキルアップに取り組んでまいります。あわせて、ナショナルジオグラフィック選定を踏まえた国内外への情報発信に注力することで、本県での滞在価値を高め、各エリア間の周遊を促してまいりたいと考えております。

文化財の保存活用には、県、市町村、所有者などが連携し、地域全体で取り組む視点が必要です。県としましては、市町村向け研修会等の機会を活用して、各種補助制度の活用や、企業メセナ・各種寄附金など外

部資金の活用等について理解促進を図るとともに、文化財所有者からの相談に引き続き適切に対応してまいります。

これらの取組を着実に進め、今般の本県観光への追い風を一過性の話題に終わらせることなく、文化財などの地域資源をしっかりと保存・継承するとともに、それらを観光に活用することで地域の活性化を図り、観光立県山形のあるべき姿である「地域資源の継承を通じた『持続可能な観光地域の確立』」を目指してまいります。

○副議長（榎津博士議員） 高橋農林水産部長。

○農林水産部長（高橋和博君） 私には有機農業の推進について御質問いただきましたのでお答えいたします。

有機農業は、化学的に合成された肥料や農薬を使わず、環境への負荷を低減した生産方式で、そのうち、有機ＪＡＳの認証を受けた事業者のみが「有機農産物」と表示して販売できます。認証取得のためには、専門の第三者機関の審査を受け、厳格な日本農林規格の基準に適合していると認められる必要があり、認証を取得するまでのハードルが高い現状にあります。

本県の有機ＪＡＳ認証面積は、令和六年三月末現在、二百六十五ヘクタールで全国十六位にとどまる一方、有機農業の取組面積は七百二十六ヘクタールで全国四位と上位に位置し、その八割を水稻とソバで占めております。

県では、平成二十年度に有機農業推進計画を初めて策定し、令和七年三月に、有機農業を含めた環境保全型農業の取組を戦略的に展開する「やまがた環境保全型農業推進計画」として改定いたしました。計画では、令和十年度までに有機農業の取組面積を令和五年度の一・四倍、一千二十二ヘクタールに拡大する目標を掲げ、比較的取り組みやすい水稻やソバを中心に、その拡大を目指しているところであります。

一方で、有機農業は病害虫や雑草対策が難しく、栽培技術の習得が重要な課題であります。そこで、水稻では、県内の四地域に有機農業オープンフィールドを設置し、除草用アイガモロボット等の新技術の実証展示の拠点とするとともに、オープンフィールドでの現場実習と熟練農業者である「有機農業の匠」による実践的な研修を組み合わせ、有機農業の人材育成を図っております。また、園芸作物では、枝豆や里芋に加え、アスパラガスの有機栽培技術の開発と実証に取り組み、有機栽培マニュアルの対象品目の拡充を図っているところであります。

また、今年度から新たに、東北農林専門職大学に有機農業実践講座を開設しており、三十三名が受講しております。講座は年八回にわたり、病害虫や雑草対策、土づくり、経営に関する座学と、県内の実践事例を学ぶ実地研修を行い、知識と技術の早期習得ができるカリキュラムとなっております。

次に、消費拡大に向けては、有機農産物は手間がかかるため販売価格が高くなる状況にありますが、消費者がその価値を理解し、適正な価格として受け入れる環境づくりが重要となります。県では、マルシェの開催や首都圏の飲食店への食材提供等、生産者と消費者や実需者をつなぐ機会を創出し、有機農業や環境に配慮した農産物への理解を深めてもらえるよう幅広くＰＲしているところであります。

今後は、こうした取組を継続するとともに、ＳＮＳやネット販売の活用を促し、有機農業の生産状況や農産物等の情報発信を行い、消費者の理解醸成と購買意欲の創出に努めてまいります。

また、県内では七市町がオーガニックビレッジ宣言を行い、有機農業の振興に取り組んでおりますので、こうした動きを好機と捉え、これら宣言市町をはじめとする市町村との連携を図り、有機農業が広がり、定着できるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（榎津博士議員） 須貝教育長。

○教育長（須貝英彦君） 教職員の不祥事防止に向けた取組についてお答えをいたします。

教職員は子供の模範となる立場であり、高い倫理観等が求められますが、教職員による不祥事が発生した場合は、児童生徒や保護者、そして、県民の教育に対する信用を著しく損ね、また、不祥事対応のための学校現場の負担の増加や教職員の士気低下、萎縮を招き、学校教育全体に大きな影を落とすこととなります。

そのため、県教育委員会では、教職員一人一人が不祥事を自分事として受け止めるとともに、法令遵守の精神を高め、自らの行動を律することができるよう、個々人の規範意識の醸成と教職員間の同僚性の向上の両面からの取組を進めているところです。

具体的には、各校でワークショップ形式の研修会を取り入れたほか、管理職以外が長となる校内倫理委員会を設置して、不祥事防止について議論するなどの取組を推進しております。また、不祥事を起こす原因の一つにストレスも考えられるところであり、時間外勤務の縮減といった学校における働き方改革を推進し、多忙感の解消にも取り組んでおります。さらに、これらの取組が有効に機能するためには管理職のマネジメントが重要であるため、校長会等の機会を捉えて、適切かつ有効な学校運営等について指導しているところであります。

こうした中、最近では、スマートフォンやＩＣＴ機器を使用した児童生徒の盗撮といった事件が全国的にも発生しております。これらの対応に当たり、県教育委員会では、教職員がＩＣＴ機器等を利活用する際の注意点をまとめたハンドブックを今年度見直し、授業の様子などを撮影する場合は私物のＩＣＴ機器等を使用しないことや、データの適正な取扱いについても基本となるルールを示しました。

また、県警察本部からの協力もいただきながら、盗撮防止に係る新たな研修資料を作成して校内研修で活用したほか、盗撮機器が校内に設置されていないかについて日常的に確認するとともに、不定期に無作為な場所の点検を実施し、児童生徒が安心できる環境の確保に努めているところです。

さらに、最近では、教員の業務を支援したり、専門的な知識・技能を有する非常勤職員も多く採用されておりますが、これらの非常勤職員に対しても公務員倫理の向上を図ることが重要となっております。そのため、採用段階の面接においては、公務員に求められる倫理感などの質問を行い、その適性を確認するとともに、その後の任用期間中においては、学校全体での指導に加え、勤務時間や勤務形態の実態に応じて管理職から個別にサービス指導を行うなど、確実に指導内容が職員に届くよう工夫しながら指導を行っているところです。

今後も、管理職のマネジメントの下、倫理研修などの従来から行ってきた基本的な取組を粘り強く継続するとともに、他県での取組について情報収集を行い、より実効性の高い取組となるよう改善と工夫を図りながら、信頼される学校教育の実現に努めてまいります。

○副議長（榎津博士議員） この場合、休憩いたします。

午前十一時十五分再開いたします。

午前 十一時 五 分 休 憩

午前 十一時 十五分 再 開

○副議長（榎津博士議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

六番石川正志議員。

○六番（石川正志議員） 県政クラブ所属の石川正志でございます。

まずは、この冬の豪雪災害に当たりまして、困難に直面しております市町村に寄り添った施策を展開していただきました吉村知事はじめ執行部の皆様、それから真夜中から過酷な除雪作業に当たられている事業者の皆様、そして災害救助法適用の下、人手不足を埋めて各地より除雪ボランティアとして駆けつけていただいた皆様に感謝申し上げながら、質問に入りたいと思います。

最初に、山形県財政の中期展望を踏まえた財源確保策について伺います。

今期定例会に提案されております令和八年度当初予算案と併せて、山形県財政の中期展望が示されました。中期展望は、単なる将来試算にとどまらず、県政運営の将来像と財政の持続可能性を示す重要な指標であると受け止めております。

本県は、財政力指数が低く、地方交付税や国庫支出金に大きく依存せざるを得ない財政構造にあります。こうした中、これまでの財政運営においては、財政当局をはじめ各部局の不断努力により、事務事業の見直しや行政経費の削減、さらには様々な歳入確保策を講じながら、何とか収支の均衡を保ってきたものと認識しております。

しかしながら、今回示された中期展望においても、今後の収支見通しは厳しく、必要な財源対策を講じなければ、県の貯金に当たる調整基金が早晚枯渇する可能性が示されています。毎年度、同様に厳しい見通しが示されながら予算編成が行われてきた現状を踏まえると、こうした状況を一時的なものとして捉えるのではなく、構造的な課題として正面から向き合う必要があるのではないかと考えております。

人口減少の進行や高齢化の進展により社会保障関係経費の増加が見込まれることに加え、物価高騰や人件費・金利の上昇、老朽化が進む社会資本や県有施設の維持更新など、県財政にのしかかる歳出圧力は今後一層強まっていくものと考えられます。さらに、高速交通の機能強化や県民のウエルビーイングの向上に資するソフト、ハード両面での施策展開など、新たな行政需要にも的確に対応していく必要があります。

これまでの財政運営は、歳出削減や基金の取崩しによって収支の均衡を図ってきた側面が強いと感じております。とりわけ歳出削減に着目すれば、中期展望における削減額の数値目標は、かつては三十億円であったものが令和八年度当初予算編成では五十億円とされ、令和九年度当初予算編成以降も同様に五十億円と示されています。

歳出圧力が一層強まっていく中であって、ビルドを行うためにはスクラップを進めていくことが必要であることは理解いたします。しかし、これまで不断努力によって継続してきた事務事業の見直しを、今後も同様の規模とペースで進めていくことは極めて厳しい道ではないかと考えております。将来世代への過度な負担の先送りを避け、持続可能な県政運営を進めていくためには、歳出削減の取組に加え、歳入の確保・充実により一層取り組んでいくことが不可欠であると考えます。

そこで、財政の自由度を高め、複雑化・高度化する行政課題に機動的に対応していくために、県としてどのような考え方の下で財源確保に取り組んでいくのか、総務部長の所見をお伺いいたします。

観光は、交流人口の拡大や地域経済の活性化に直結する裾野の広い産業であります。本県は、四季折々の豊かな自然、歴史文化、食や温泉といった多彩な観光資源を有し、多くの観光客に選ばれる潜在力を秘めています。しかし一方で、広域周遊観光推進における課題をはじめ、施設の老朽化、受入れ環境の改善、人材不足やデジタル化対応など、将来にわたり観光産業の持続性を確保する上で解決すべき課題は山積しております。

これらに対応するためには、官民の適切な役割分担と連携の下、行政としてもしっかりとした支援を講じることが不可欠です。財源にも限界があり、一般財源だけでは十分に応えることが難しいのも事実であります。そこで注目されるのが、観光宿泊税、すなわち宿泊税の導入であります。

宿泊税は、観光客の皆様にご負担をお願いし、その収入を観光基盤の整備や受入れ環境の充実に充てるものであり、観光振興の持続的な財源として全国的に導入が広がっております。そうした中、お隣の宮城県及び仙台市でも一月から宿泊税の徴収が開始されました。また、県内では、山形市において、令和九年四月からの導入を目指し、検討を進めていると承知しております。

宿泊税については、九月予算特別委員会において質問したところですが、観光文化スポーツ部長からは、まず国の補助金や交付金の活用を進めつつ、新たな財源の確保については、県観光審議会や関係団体からの意見を踏まえ検討するとの答弁がありました。しかし、山形県の観光産業が持続的に発展し、選ばれる観光地としての競争力を高めていくためには、宿泊税導入の検討は必要なのではないでしょうか。

もちろん、導入に当たっては、県内宿泊業界への影響や観光客の受け止め、制度設計の公平性・透明性を十分に考慮する必要があります。本県においても、関係者や地域住民の理解と協力を得ながら検討を進めることが不可欠であり、そのプロセスこそが観光振興に資するものであり、ひいては真の「観光立県山形」の実現につながるものと考えます。

そこで、山形県における宿泊税の導入を見据えた今後の方向性について、観光文化スポーツ部長に伺います。

山形県では、森林の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮を図るため、平成十九年四月にやまがた緑環境税を導入しました。森林整備など「環境保全を重視した森林施策の展開」、県民参加の森づくりなど「みどり豊かな森林環境づくり」、さらに森林・自然環境学習の推進など「豊かなみどりを守り育む意識の醸成」、この三つの柱で事業を推進してきたものと認識しております。また、やまがた緑環境税の用途については、やまがた緑環境税評価・検証委員会を設置し、毎年、事業効果の評価、検証等を協議しているところです。

さて、山形県は、県づくりの基本指針である第四次山形県総合発展計画における基本目標に、人と自然との調和という理念を掲げておりますが、最近になって、庄内地方の松枯れ、県内全域での有害鳥獣被害といった深刻な課題に直面しており、人と自然との望ましい共生の在り方が改めて問われている状況にあると認識しています。

松枯れ対策として二次被害防止の観点から枯死木の伐採、有害鳥獣対策として生息調査に緑環境税が充てられていると伺っております。来年度以降もこうした取組は進んでいくと思われませんが、松枯れや有害鳥獣による被害がこれほどまで深刻化することは、やまがた緑環境税が創設された平成十九年頃には想定されなかったのではないかと思います。

やまがた緑環境税の見直しは来年度予定されております。森林整備に係る地方の独自課税導入状況を調べてみると、個人、法人とも他県と比較し高い状況にあり、単に財源確保の観点からさらなる税率の引上げは難しいものと認識しております。しかしながら、人と自然との共生から豊かさを実感し、幸福感を享受するのは県民であり、県として、やまがた緑環境税を財源に実効性の高い施策を展開していけば、税率の引上げに対する県民の理解も得ることができるのではないかと考えます。

執行部においては、中長期的な展望を持って、将来的なやまがた緑環境税の税率引上げについて検討を始めていただきたいと思います。そのためにも、やまがた緑環境税が創設された当時と今を比較し、森林・自然環境を取り巻く課題を整理し、県民の納得性のある、時宜を捉えた施策展開を積極的にすべきであると考えます。

そこで、やまがた緑環境税の用途として、カーボンニュートラルの実現と自然との共生に向けた施策への活用など、時代の潮流を捉えた柔軟な対応が求められると考えますが、環境エネルギー部長の所見を伺います。

次に、県立新庄病院の医療提供体制についてお伺いいたします。

最上地域の中核病院である県立新庄病院は、長年にわたり地域医療を支えてきました。老朽化への対応として移転改築が行われ、令和五年度に新病院が開院いたしました。新しい施設になり、設備も整い、環境もよくなったことは地域にとって大変心強いことでもあります。

しかし、建物が新しくなればそれで安心というわけではありません。人口減少と高齢化が進む中、医師や看護師の確保、人件費や物価の上昇など、経営を取り巻く環境は非常に厳しい状況であります。県立病院として果たすべき救急や急性期医療の役割は守らなければなりません。そのための経営基盤をどう支えていくのかが問われております。将来にわたり持続可能な医療サービスを提供していくためには、DXの活用による事務の効率化や業務の見直しなど、経営改善に向けた取組が不可欠であります。

また、最上地域の医療を考えたとき、県立新庄病院だけで完結するものではありません。地域の診療所や町立病院との連携をどう進めていくのか、さらに山形県立中央病院など村山地域のより高度な医療を担う医療機関との役割分担や連携体制をどう築いていくのかも重要です。

今後さらに人口減少が進むことを考えると、遠隔医療など新しい取組も必要になってくるのではないのでしょうか。

以上を踏まえると、新病院の機能をどのように生かしながら、厳しい経営環境の中で持続可能な運営を行い、地域内外の医療機関との連携を強化していくのか、病院事業管理者の御所見をお伺いいたします。

次に、東北農林専門職大学における教育の状況について質問いたします。

令和六年四月に開学した東北農林専門職大学は、農業・森林業分野における高度な実践力と経営感覚を備えた専門職業人の養成を目的とし、理論と実践をバランスよく学ぶことができる教育課程を特色としております。少人数教育の下、研究圃場や演習林など恵まれた実習環境を活用しながら、地域の農林業の第一線で活躍できる人材の育成に取り組んできたものと承知しております。

本年度からは、いよいよ農業法人や森林組合、木材関連企業等において長期間実務を経験する臨地実務実習が始まりました。学生が実際の経営体の現場に身を置き、栽培管理や施業のみならず、経営管理、流通、販売までを体験的に学ぶことは、専門職大学の理念を体現する重要な取組であります。

先日、地元工業団地の協議会において、集成材を扱う企業の方と懇談する機会がありましたが、同大学の学生の意欲や将来性に大きな期待を寄せられておりました。地域産業界からの評価は、大学の教育成果をはかる一つの指標であると考えます。

そこで、今年度における学生の学びの状況や臨地実務実習の実施状況、地域の農林業者や企業との連携の状況について農林水産部長にお伺いいたします。あわせて、学生募集の状況や来年度に向けた教育内容の充実、広報強化などの取組方針についてもお伺いいたします。

また、報道によれば、学生が海外に赴き研修を行ったとのことであります。グローバルな視点を養う取組は今後の農林業経営においても重要であります。その概要と今後の取組についても併せてお伺いいたします。

本県では、現在、山形新幹線米沢トンネル・仮称の整備をはじめ、山形、庄内両空港の機能強化、屋内スケート施設の整備、県立博物館の移転整備など、将来の県づくりを左右する重要なプロジェクトが数多く進められております。

こうした中、庄内沖における洋上風力発電事業は、エネルギー政策の枠を超え、県内の産業や雇用、地域経済に幅広く波及する可能性を有する、県民の注目度も高い重要なプロジェクトであると認識しております。昨年度、県が実施した経済波及効果の調査結果も示されましたが、その効果を実際の地域活性化につなげていくためには、事業の進捗に合わせた戦略的な取組が不可欠であると考えます。

昨年の九月定例会における予算特別委員会で、同僚の阿部ひとみ委員からも紹介されたところですが、洋上風力発電事業の実現に向けて、先行する遊佐町においては、一昨年の七月、産業振興や流通の拡大、農林水産業の発展、人材育成や雇用の創出などを目的として、遊佐町沖洋上風力産業振興プラットフォームが立ち上げられ、勉強会や先進地視察など具体的な取組が既に始まっております。

洋上風力発電による経済波及効果を確認とするためには、こうした地域の主体的な動きを後押しし、民間だけでは対応が難しい分野について、県が積極的に関与をしていくことが重要であると考えます。また、遊佐町にとどまらず、酒田市をはじめとする庄内地域全体、さらには県内各地の企業や人材が幅広く参画できる環境を整えていくことが、洋上風力発電事業による経済波及効果を最大化する上で欠かせない視点であると考えます。

そこで、遊佐町沖洋上風力発電事業を単なる発電事業に終わらせることなく、庄内地域、ひいては県内全域の産業の振興や雇用創出、交流人口の拡大など、地域経済の活性化へと着実につなげていくため、県としてどのように取り組んでいくのか、環境エネルギー部長の所見を伺います。

山形県の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額額は、令和六年度で一万九千六百二十一円と年々増加しているものの、残念ながら全国で最も低くなっています。雇用契約に基づく就労支援を行っているA型事業所と比較して、雇用契約によらない就労機会の提供を行っているB型事業所の利用者は、障がいの特性も様々で、必ずしも高い工賃を得られる作業ができる人ばかりではないため、一概に平均値で捉えた数値は納得のいかないところでもあります。

今年度、厚生環境常任委員会においても、障がい者の工賃向上は重要な課題であることから、県内現地調査で三施設を訪問しました。一月十四日に訪れました上山Voyage de YUUA I（ヴォヤージュ ドゥ ユウアイ）では、農福連携により栽培したワイン用ブドウを使ったワインの製造販売を手がけていました。夜の意見交換で試飲させていただきましたが、一般に市販されているものと比較しても遜色のない味でした。障がいのある方が作るもの、あるいは提供するサービスは安いと思われがちですが、間違いであることに改めて気づかされました。

県の工賃向上に向けた取組を拝見しますと、県の委託事業として共同受注センターが設置されて以降、県内企業との取引あっせん、紹介などにより、令和四年度から六年度まで工賃引上げに大きく貢献していることが分かります。同センターでは、コーディネーター二名を配置し、事業所と企業との受発注のマッチング支援を行っており、順調な成果を上げていると聞いていますが、もう一段進めるための取組の強化が必要ではないかと考えます。

それからもう一つ、工賃向上に大きく寄与する取組として優先調達制度があります。これは、国や地方公共団体が法律に基づき障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るため、物品等の調達に当たって優遇措置

等を設けるものですが、本県は優先調達実績についても全国と比較して低い水準にあります。事業所と企業だけではなく、事業所と地方公共団体とのマッチング支援についても強化していく必要があるのではないかと考えます。

また、工賃向上に向けては、より多くの県民がこうした取組に関心を持ち、障がいへの理解を深めることが重要であり、今まさに、事業所とその利用者がどのような仕事ができるのか広く県民に伝えていくことが求められております。

B型事業所の利用者は、障がいの特性も様々で、仕事の内容により得意、不得意などがあるかもしれません。しかしながら、障がい者の皆様が就労を通して社会参画することで自己肯定感を実感でき、さらに幸福感を得ていくことは、県民全体の幸福につながっていくものと確信するところです。

そこで、今後、障がい者のさらなる工賃向上に向けてどのような取組を行っていくのか、健康福祉部長の考えを伺います。

最後の質問になります。

持続可能な県政運営を図る上で、人材の確保は重要であり、未来の山形県の土台をつくる投資であります。少子化を受け、将来の就労者が不足するのは決定的となってしまっています。

こうした状況下で、山形県の大卒程度の職員採用試験における受験者数、合格者数、倍率などの推移を見ますと、令和五年度まで減少しております。令和六年度から七年度にかけ、やや上昇しましたが、これは、六月の採用試験に加え、新たに四月に行う先行実施枠を開始したことが影響しています。全体の受験者数は若干上向いたものの、依然として技術職人材が思うように集まらないのは大きな課題であると考えます。

さらに、官民間問わず人材獲得競争が激化する中で、民間事業者も事業推進のため社員獲得に必死になっており、新入社員の初任給は右肩上がりとなっている状況です。今後は技術職のみならず事務職についても人材の確保が困難となっていくことが予想されます。こうした状況を踏まえた場合、時代の変化に対応した新たな視点で県職員を志望する人材の確保に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

このような中、人事委員会では、受験者数の拡大に向け、SNSによる情報発信などをされていますし、先日、「やまがたの明日をつくる」という採用パンフレットを拝見したところ、県で生き生きと活躍する若手職員が数多くいることが分かりました。私自身も、県職員は、ジャンルにとられない幅広い仕事ができる、あるいは橋や道路を整備し、県土を支えるといった大変魅力のある仕事であると認識しているところです。

様々な採用活動を工夫されていることは承知しておりますが、まだまだ県職員の仕事について十分に伝え切れていないのではないのでしょうか。したがって、県職員の魅力が志望していない層も含めた多くの学生にしっかり伝わるよう、より戦略的な情報発信に取り組んでいく必要があるものと考えます。また、受験者が多い大学などには、大学訪問やインターンシップなど、積極的に働きかけていくことも有効と考えます。

さらに、採用試験についても、既に一部の自治体において、通年募集の実施や大学三年生も受験が可能となる試験の導入などの動きが出ております。山形県としても、これまでの既成概念にとらわれることなく、受験者がより受験しやすい試験制度へ見直しを図ることや、大卒新規採用にとどまらず、Uターン者など民間からの中途採用などもさらに充実すべきではないかと考えます。

そこで、県勢の持続的な発展のために欠かすことができない次代の県政を担う人材の確保に向けた県の考えを人事委員会事務局長に伺って、壇上の質問といたします。ありがとうございました。

○副議長（榎津博士議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

阿彦病院事業管理者。

○病院事業管理者（阿彦忠之君） 県立新庄病院における医療提供体制についてお答えいたします。

病院経営を取り巻く環境は非常に厳しい状況にありますが、新庄病院では、地域救命救急センターや総合患者サポートセンターなど新たに整備した機能を核として、少子高齢化が進む最上地域の医療需要に的確に対応し、最上地域唯一の基幹病院としての役割を果たしております。

経営状況の指標の一つである病床利用率を見ても、今年度は一月末現在で八九・二％と、県内の公立の急性期病院の中で最も高い水準となっております。特に地域救命救急センターでは救急搬送患者のほとんどを受け入れており、その病床利用率は常に九〇％以上で推移するなど、地域の救急医療を力強く支えております。

一方で、症例によっては専門医が不在であるなどの理由により対応できない場合もあります。その際は、山形大学医学部附属病院や県立中央病院などの高度急性期機能の病院に搬送・紹介をしておりますが、速やかに適切な医療を提供できるようにするためには、搬送先・紹介先との緊密な連携が不可欠です。このため、例えば、がんの診療分野では、中央病院と定期的な合同カンファレンスを開催し、最適な治療方針を検討・共有することで、医療の質の向上と切れ目のない治療の実現を図っております。

また、最上地域の地域包括ケアシステムにおいて中核的な医療機関としての役割を果たすことも重要と考えており、地域の医療機関や介護保険施設との連携を一層強化しております。

具体的には、今年度から紹介受診重点医療機関として、かかりつけ医から紹介された患者を中心に専門的な検査や治療を行い、状態が落ち着いたら地域の医療機関の先生方にお戻しするという病診連携の取組を進

めております。

また、在宅療養後方支援病院として、在宅医療を担う医療機関と日頃から患者情報を共有し、容体悪化時に円滑に入院できる体制を整えております。さらに、介護保険施設とも連携し、入所者の状態が重症化する前に早期入院につなげる仕組みを構築するなど、重症化予防にも取り組んでおります。

こうした取組の進展に伴い、今後利用増加が見込まれる地域包括ケア病棟につきましては、この四月から患者の受入れ体制を拡充いたします。

新庄病院は、今後も地域の医療・介護関連機関との連携による地域完結型医療の実現を目指すとともに、地域外の高度急性期機能の病院とも適切に役割分担しながら、最上地域の皆様に必要な医療を将来にわたり安定して提供できるよう努めてまいります。

○副議長（榎津博士議員） 小中総務部長。

○総務部長（小中章雄君） 山形県財政の中期展望を踏まえた財源確保策についてお答え申し上げます。

本県では、財政収支の中期的な見通しを示すとともに、財源不足額解消のための対策検討の指針とするため、毎年度、山形県財政の中期展望を作成し、当初予算案と併せて公表しております。

今回の中期展望においては、今後一定の経済成長が見込まれる一方で、金利の上昇に伴う公債費の増加や社会保障関係経費が高い水準で推移すること、行政需要の多様化・複雑化などに伴う一般行政経費の高止まりなどによって、令和九年度以降も毎年度、百億から百七十億円程度の財源不足が生じることが見込まれております。

このような展望を踏まえた財源確保策として、まず歳出面については、議員からもお話がありました、事務事業の見直し・改善により毎年度五十億円の削減を見込んでおります。この点につきましては、令和七年三月に策定いたしました山形県行財政改革推進プラン二〇二五において、五年間で二百五十億円という目標を掲げているところです。

この目標を達成するため、令和八年度当初予算の編成では、部局ごとの事業規模などに応じて削減目標額を設定したほか、山形県行政支出点検・行政改革推進委員会の事務事業評価部会からいただいた評価も踏まえ、一般財源一千万円以上の補助金・助成金について重点的に見直しを行ったところであります。

次に、歳入面につきましては、あらゆる方向から財源確保を積極的に推進してまいります。具体的には、まず徴収対策の実施やキャッシュレス納付の推進などにより県税収入を確保するとともに、使用料・手数料について、受益者負担の適正化の観点から、昨今の資材・エネルギー価格の高騰や賃金上昇も踏まえた適切な水準に見直すなど、財源の確保に向けた見直しを進めているところです。

また、国庫補助金や緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債をはじめとした交付税措置率の高い地方債などを積極的に活用して財政負担を軽減するほか、ふるさと納税などの寄附の推進、県職員アパートなど県有財産の売却・有効活用、基金や特別会計の余剰資金の活用、行政改革推進債の発行など、様々な手段を講じて歳入の確保に努めてまいりたいと考えているところです。

県としましては、歳入、歳出の両面から不断に対策を講じるとともに、産業振興など、県民所得の向上や県内経済の成長につながる好循環を生み出す施策を推進し、県税収入の増加につなげることで持続可能な財政運営を目指してまいります。

○副議長（榎津博士議員） 沖本環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（沖本佳祐君） 私には二点御質問いただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず、やまがた緑環境税の活用用途拡充についてお答え申し上げます。

やまがた緑環境税は、森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策の実施を目的として、平成十九年度に導入いたしました。森林からの恩恵は広く県民が享受することから、県民税均等割の超過課税として負担していただき、荒廃のおそれのある森林の整備や県民みんなで支える森づくり等の事業に充当しており、令和六年度までの実績としては、森林整備面積二万一千四百七十一ヘクタール、県民参加の森づくりには延べ九十三万人に参加していただいているところです。

やまがた緑環境税は、条例に基づき五年ごとに条例の施行状況や社会情勢の変化等を勘案し、税額・税率を含む税制度や活用施策の在り方について検討を加えることとなっております。来年度は前回の見直しから五年目に当たることから、現在、外部委員から成る「やまがた緑環境税評価・検証委員会」において、近年の森林・林業を取り巻く情勢の変化を踏まえつつ、県民や法人等へのアンケート調査や、市町村や林業事業者等の関係機関との意見交換会を行いながら、検証作業を始めているところです。

令和八年度の検討に向けては、やまがた緑環境税の活用事業の基本的考え方である「税条例の目的に合致すること」「緊急又は重要であり、効果が広く県民に及ぶ公益性が高い新規又は拡充施策であること」「他の特定財源が充当されていない事業であること」は踏襲する必要があると考えております。これは、超過課税として広く県民に御負担いただいていることや、税収の用途の透明性を確保すべきといった制度創設時の議会での議論や附帯決議も踏まえて、厳密に運用していく必要があると考えるためです。

これまでもこの基本的考え方に沿う形で活用事業について検討を行ってきており、例えば、議員御指摘のカーボンニュートラルの実現に資する事業については、荒廃のおそれのある人工林の整備に加え、平成二十七年から造林の支援を導入し、森林のCO₂吸収量の確保に取り組んでいるところです。

また、人と自然との共生に資する事業としては、地域住民や市町村等が行う森づくり活動に加え、平成二十四年度から人と動物とのすみ分けを行う緩衝帯林整備を導入し、野生動物と共生できる環境整備に取り組んでいるとともに、令和八年度には松くい虫被害対策を強化して取り組むこととしております。

今後も基本的考え方を踏襲しつつ、近年の社会情勢の変化等を踏まえ、県民の皆様にも納得していただけるものになるよう、令和八年度に向けて評価・検証委員会の中で検討を進めてまいります。

次に、洋上風力発電事業を契機とした地域活性化についてお答え申し上げます。

洋上風力発電事業は、事業規模が大きいことや、建設から運転、維持管理、撤去までにわたり関連事業の範囲が広いこと、事業期間が三十年以上の長期に及ぶことなどから、産業振興や雇用創出、交流人口の拡大など、県内への大きな波及効果が期待されております。

遊佐町沖の選定事業者からは、令和十二年六月の運転開始を目指し、陸上施設の工事は令和九年後半から、洋上での工事は令和十一年から予定しており、できるだけ関連業務を地元が発注するべく、令和九年からそのマッチング等の具体的な取組を予定していると同っております。

遊佐町の商工会を中心に設立され、県内全域の百五十社を超える企業が参画する遊佐町沖洋上風力産業振興プラットフォームでは、マッチングに向けた関連事業者等との交流機会の創出や、関連産業による地域活性化に向けた地元の機運醸成に積極的に取り組んでいただいております。県では視察勉強会などを連携して実施しているところです。

こうした地元の動きを加速させるとともに、現地視察の受入れによる観光誘客や交流人口の拡大、若者の関連産業への雇用機会の創出などの洋上風力発電事業を契機とした地域活性化を進めるためには、県内全域において様々な分野に取組を広げていくことが重要であると考えております。

そのため、まずは県内全域での洋上風力発電事業への理解促進や関連産業への参画の機運醸成を強化していく必要があることから、令和八年度は、プラットフォームとも連携しながら、洋上風力発電事業による地域活性化に取り組む担い手の育成を図るための製造・建設・観光等の各分野でのセミナーの開催や、小中高生の関連産業への興味関心を引き出すための出前講座の実施等に取り組んでまいりたいと考えております。

また、産業労働部においても、地元での関連業務の受注の強化に向け、今年度に引き続き参入促進のための勉強会の開催のほか、新たに洋上風力発電に係る建設工事やメンテナンス業務に必要な資格取得への支援を予定しております。

県としましては、遊佐町沖だけでなく酒田市沖での事業も見据えながら、県内での洋上風力発電に関する取組の動きが具体的に広がっていくよう、関係部局と連携しながら取り組んでまいります。

○副議長（榎津博士議員） 酒井健康福祉部長。

○健康福祉部長（酒井雅彦君） 障がい者の工賃向上対策についてお答えをいたします。

本県の令和六年度の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額は一万九千六百二十一円で、全国の中でも低い水準にありますが、前年度からの増加率は全国第四位の八・四％で、全国平均との差も縮小傾向にあるなど、これまでの取組の成果が現れているものと捉えております。

工賃向上に向けた取組として、具体的には、令和四年度に設置した山形県共同受注センターを核に、企業等とのマッチングの支援、福祉との協働事業に賛同するふれあいパートナーシップ企業の募集、製品販売会等による販路拡大、公的機関による優先調達推進などを積極的に進めてきたところです。中でも共同受注センターによるマッチング支援の件数は、設置二年目の令和五年度が百七十六件、令和六年度が二百四十四件、今年度は一月末時点で三百三十件と毎年度大幅に増加しており、平均工賃月額の向上に大きく寄与しているところです。

一方、共同受注センターの設置から三年が経過し、様々な取組を進める中で、幾つかの課題も出てきました。一つ目としては、県内四地域で見ると、庄内地域の平均工賃月額が低く、かつ共同受注センターのマッチング支援の実績も県全体の八％と少ない状況にあることです。二つ目として、本県の優先調達の実績額が全国平均より低い水準となっていることであり、その要因としては、県や市町村などの職員の制度に対する理解にばらつきがあることに加え、障がい者就労施設等でどのような物品やサービスを提供できるのかあまり知られていないことなどが挙げられております。

県では、こうした課題に対応するため、来年度の新たな取組として、共同受注センターのコーディネーターを二名増員し、体制強化を図ることとしております。うち一名はマッチング支援担当として、主に庄内地域における受注業務の掘り起こしなどを重点的に進めるとともに、既存のコーディネーターを内陸地域の専任とすることで県全域でのマッチング支援の強化を図ってまいります。もう一名は優先調達の担当として、県の機関や市町村等を訪問し、制度の周知とともに提供可能な物品等を紹介するなど、優先調達の推進に向けたきめ細かな支援に取り組んでまいります。あわせて、来年度は製品販売会の開催を県内四地域に拡大するなど、販売機会の拡大と売上げの増加に向けた取組への支援も積極的に行ってまいります。

県としましては、これまでの取組に加え、共同受注センターの体制強化を通して、障がい者就労施設等と企業や公的機関との連携協力を一層促進し、さらなる工賃向上につなげてまいります。

○副議長（榎津博士議員） 黒田観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（黒田あゆ美君） 宿泊税の導入を見据えた今後の方向性についてお答えいたしま

す。

政府では、二〇三〇年を目途に、訪日外国人旅行者数六千万人、旅行消費額十五兆円の目標を掲げ、二〇二五年は訪日外国人旅行者四千万人、旅行消費額九・五兆円と、共に過去最高を記録し、観光は、さらなる成長が見込まれる我が国を代表する輸出産業の一つであります。

こうした中、外国人観光客の急増等に対応した受入れ態勢整備のため、政府では国際観光旅客税、いわゆる出国税の増額の方針を固め、全国の自治体では新たな観光財源の確保策の検討・導入が図られております。

県としましては、ナショナルジオグラフィックによる効果も見据え、さらなる拡大が期待される外国人観光客に対応した受入れ態勢整備、周遊の促進など、持続可能な観光地域づくりのため、新たな観光財源の検討を進めていく段階にあると考えております。このため、今年度、宿泊税を含めた様々な観光財源のメリットやデメリット、先行自治体の事例を研究するとともに、有識者や観光事業者の御意見を聴取してまいりました。

十一月に開催した山形県観光審議会においては、専門家や県内観光事業者の方から、新たな観光財源の検討における市町村や観光事業者との丁寧な合意形成の必要性や、使途の透明性の確保、一月に山形県旅館ホテル生活衛生同業組合との意見交換会を実施した際には、宿泊税を徴収・納税した地域以外に活用されることへの抵抗感や事務負担増加への懸念のほか、関係者合意の下で使途を決定すべきなど、宿泊税の導入を前提とした御意見も出されたところです。今後、県と同組合は、さらに連携を密にしながら、観光財源の導入に関する課題の精査等を進めていくこととしております。

また、今月十六日に開催した観光立県の実現に向けた有識者懇話会においては、「地域間競争において独自の観光財源の有無で誘客力に差がつくため、山形県においても宿泊税を主軸として新たな観光財源を検討すべき時期に来ている」などの御意見をいただいたところです。なお、同懇話会からは、当該意見を盛り込んだ提言書が近日中に提出される見込みとなっております。

県としましては、これまでいただいた御意見や提言を踏まえ、既に宿泊税導入の方針を示している山形市や入湯税の増額を決定している上山市をはじめ、市町村や宿泊・立ち寄り施設、交通など様々な関係者と丁寧に議論を重ね、使途とすべきニーズを十分に吸い上げながら、新たな観光財源の導入について検討を加速してまいります。

○副議長（榎津博士議員） 高橋農林水産部長。

○農林水産部長（高橋和博君） 東北農林専門職大学における教育の状況についてお答えいたします。

開学二年目を迎えた東北農林専門職大学では、八十五名の学生が将来の農業・森林業のリーダーとなるべく学びを深めております。中でも、本大学の学びの特色である臨地実務実習が今年度から二年次の学生を対象に始まりました。実習は、将来の就農等を見据え、県内外の多種多様な実習先の中から学生が自らの希望に合った経営体を選択し、技術の習得にとどまらず、経営戦略や経営理念まで学ぶもので、四十三か所の農林業経営体で実施したところであります。

実習先の農林業者の皆様には、未来を担う人材の育成に御理解と御協力をいただき、技術指導に加え、経営に当たっての心構えや地域社会との連携など、実践的なノウハウもお教えいただきました。また、「実習を通して多くを学び、新規就農を目指してほしい。全力でサポートする」との力強い応援もいただいております。

次に、この四月に向けた学生の募集状況であります。総合型選抜、指定校推薦型選抜ではおおむね定員を満たしている一方、一般選抜では募集定員を下回っておりますので、年度内に二次募集を実施し、学生の確保を図ってまいります。

来年度に向けましては、早期に募集する総合型や指定校推薦型を重視した選抜等を検討するほか、学費負担を軽減する資金制度などをPRし、学生のさらなる確保に努めてまいります。

また、情報発信につきましては、オープンキャンパスや各種SNSを積極的に活用し、大学の魅力や特徴、学生の活動の様子を高校生はじめ保護者や先生、地域の農業者へ幅広く伝えるほか、来年度からは、新たに開設するLINE公式アカウントによりプッシュ型の情報提供を開始し、情報発信の強化を図ってまいります。

来年度の教育方針につきましては、引き続き臨地実務実習をはじめ、理論に基づいた実践的な教育を展開するとともに、三年次の学生を中心にキャリア相談や就農・就労先とのマッチングに一層力を入れるなど、卒業後の進路決定に向けた支援を本格化してまいります。

今年二月には、三名の学生が協定締結校のタイのカセサート大学を訪問しました。現地の農林業の実態を学んだ学生からは、「日本の農業との違いを体感した」「幅広い視野を持つことの大切さを実感した」との声がありました。来年度はオーストラリアの大学なども実習候補地に加え、学びの機会を広げたいと考えております。

県としましては、優れた技術と経営力、国際競争力を有し、新たな農林業を切り開く人材の育成に向けて、学生の確保や教育内容の充実強化にしっかりと取り組んでまいります。

○副議長（榎津博士議員） 工藤人事委員会事務局長。

○人事委員会事務局長（工藤明子君） 次代の県政を担う人材の確保に向けた対応についてお答え申し上げます。

ます。

行政ニーズが複雑・高度化する中、行政サービスを安定的に提供するためには、有為な人材を継続的に確保することが大変重要であります。そのため、関係部局と連携して受験者確保策を行うプロジェクトチームを設置し、若手職員主体の業務説明や職場見学会の実施、SNS活用などの公務の魅力発信、先行実施枠の導入による試験制度の見直しなどに取り組んでまいりました。

しかしながら、人口減少に加え、キャリア志向の変化等に伴い、厳しい採用環境は今後も続くと思込まれるため、県職員の魅力や認知度を一層高め、受験しやすい試験制度に改善していく必要があると認識しております。そのため、より多くの方に本県を志望してもらえよう、これまでの取組を強化し、新たな手法も取り入れながら、戦略的に展開してまいりたいと考えております。

まず、学生の多様な要望に丁寧に対応していくことが重要だと考えております。具体的には、若手職員四十名程度をリクルーターとして選任し、学生と直接対話・交流するリクルーター制度を導入してまいります。これは、学生が希望する時期や方法に合わせて、業務内容や現場の実情について個別に情報提供や助言を行うものです。双方向による対話を通して、学生の疑問や不安を解消し、将来のキャリアパスとやりがいを具体的に描けるよう後押しすることで、志望意欲の向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、まだ県職員を志望していない層に向けては、関心を高めるためのアプローチとして、新たに職員採用情報の専用サイトを開設いたします。スマホから容易にアクセスできるようSNSやウェブ広告と連動させるとともに、学生の興味を引くデザインや、職員の働く姿と声を伝えるコンテンツを充実させるなど、情報発信を強化し、受験者の裾野を拡大してまいります。

また、試験制度については、令和八年度より先行実施枠のさらなる職種の拡大を図るとともに、技術職の経験者採用における通年募集を実施することとします。加えて、採用試験のさらなる前倒しや年間を通した複数回の実施についても検討するなど、試験制度の改善を進めてまいります。

人事委員会といたしましては、これまで以上に公務の魅力発信強化に取り組むとともに、柔軟な試験制度等の研究を行い、見直し、改善を図りながら、将来の県政を支える人材の確保に努めてまいります。

○副議長（榎津博士議員） 六番石川正志議員。

時間が迫っておりますので簡潔に願います。

○六番（石川正志議員） 執行部の皆様には、誠実で、しかも前向きな答弁を頂戴いたしまして恐縮しているところでございます。私も微力ではございますが、楽しい山形県実現のために力を注いでまいりたいことを約束いたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（榎津博士議員） この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 十七分 休 憩

午後 一時 零 分 再 開

○議長（田澤伸一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

十八番佐藤正胤議員。

○十八番（佐藤正胤議員） 自由民主党の佐藤正胤です。一般質問の機会をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

本日は着物議会ということで、私も着物にて質問に立たせていただいております。日本伝統である着物をまとい、身の引き締まる思いであります。歴史と伝統を感じながら、県民のウエルビーイングの向上、県内経済の成長に向け、山形県の魅力をさらに磨き上げることができるよう思いを込めまして、質問をさせていただきます。

初めに、庄内空港の機能強化について伺います。

山形空港、庄内空港ともに様々な課題を抱えています。両空港とも安全性の向上や旺盛なインバウンド需要に対応するためにも、滑走路の延長をはじめ、様々な機能強化を行う必要性を強く感じております。これは県当局の認識と一致しているところであります。

県では、山形空港機能強化検討会議と庄内空港機能強化検討会議を設置し、両空港の将来ビジョン策定に向けて議論を開始しました。特に、庄内空港については、現在進めている空港ビルの国際線と国内線の動線分離を中心とした改修工事の早期完成が、その先にある滑走路二千五百メートル延伸に向けた弾みとなるものと、大きな期待を寄せているものであります。

庄内地方は、庄内空港ができるまでは、陸の孤島「庄内島」とやゆされてきました。現在も縦軸となる新潟県境、秋田県境の高速道路はつながっておらず、庄内―最上、また庄内―村山をつなぐ横軸の高速交通ネットワークも十分とは言えない状況にあります。

一方、内陸部は庄内と比較すれば高速交通網が整いつつあり、今後も米沢トンネルの整備による山形新幹線の高速化が進めば、内陸と庄内の交通インフラ整備の格差が広がる懸念を覚えるのは、私だけではないはずです。県内の交通インフラ整備をバランスよく進めることが、ひいては山形県全体の発展につなが

るものであると考えます。

特に、庄内空港整備については、庄内地方にとって大きな希望であり、安全で安定した航空機の運航を確保するためにも、庄内空港滑走路の二千五百メートルへの延長は欠かせない事業であると感じております。

第一回目の山形空港機能強化検討会議と庄内空港機能強化検討会議の資料を拝見いたしますと、旅客物流量や都道府県間の移動手段、移動目的、インバウンドの状況、定期便の運航状況、他空港との比較、利用客の推移など、様々な視点から現状が整理されていました。

その上で、庄内空港では、中・大型機受入れ態勢の整備や旅客ターミナルビルの動線分離、空港駐車場の混雑対策、物流機能の充実、冬期間の安定就航などの課題が示されておりました。これらを解決するためのしっかりとした将来ビジョンを策定し、空港の機能強化につなげる必要があると考えます。

そのために、今後、庄内空港機能強化検討会議において、庄内空港の将来ビジョンの取りまとめに向けてどのように議論を進めていくのか、その考えを県土整備部長にお伺いいたします。

次に、若者の地元定着・地元回帰について質問いたします。

山形県の人口は、昨年、百万人を割り込みましたが、人口減少の影響を少しでも抑制して、様々な課題解決に向け、県民総ぐるみで前向きな姿勢で対応できるよう、チャレンジできる環境を整える必要があります。

人口減少は、全国的な傾向であるわけですが、特に本県の人口減少を加速させている要因は、高校・大学などの卒業後の進学・就職で県外流出が多いことや、産業構造が若年層の就労ニーズと合致しにくいなどの課題があると思います。このほかにも、中山間地域が多く交通・生活インフラに課題が残るなど、様々な要因があるものと考えられます。

こうした状況下において、若年層を中心にした県外への転出を抑制し、さらには一旦県外へ転出した若者を山形県に回帰させ、転入超過に転じるための施策がより重要になってくるものと考えます。

県内大学などへの進学者や県内就職者は減少傾向にあり、若者の地元定着数は縮小しているのが実態であります。山形県の若者の多くは、就職や進学で地元を離れる傾向にあり、この傾向は長い間変わっていない状況にあるわけです。

山形県では、これまでも新規卒業者から地元に残ってもらうための様々な施策を展開してきたわけですが、今後は、一旦地元から離れた若者を回帰させる施策がより重要になるのではないかと考えます。

これまでも若者の地元回帰に向け、Uターンや移住・定住、県内での就職支援の充実など、様々な事業を展開してきたわけですが、これに加え、さらに充実した事業の展開が必要であると思います。

若者の地元定着・地元回帰に向け、より充実した効果的な事業を展開するためにも、これまでの施策の成果をどのように評価分析し、今後の施策に生かすのか、また、今後はどのような方向性をもって地元定着・地元回帰の施策を展開していくのか、その考えをみらい企画創造部長にお伺いいたします。

次に、水産業の振興についてお伺いいたします。

漁業環境が悪化する中、漁業者は大変な苦勞をしている状況にあります。同時に、漁業者を支えてきた山形県漁協も、水揚げの減少をはじめとする様々な要因により、その運営に苦慮している状況にあります。

これまでも同僚議員が水産業の振興、漁業協同組合と県との連携について質問を重ねてきましたが、改めて水産業の振興の考え方について質問をさせていただきます。

山形県漁業協同組合は、県内唯一の海面漁協として、山形県の水産業の振興を支え、公的な業務の多くに関わってきました。山形県庁や地元自治体だけではできない地域に根差した水産振興をはじめ、漁業者に寄り添い、山形県の水産業の振興を推し進めてきた水産業振興のキーパーソンであると思います。

今後も、厳しい漁業環境に打ち勝ち、山形県の新たな水産業の振興を図るためにも、漁協の存在意義は大変大きなものがあり、県や地元自治体、大学や民間企業と山形県漁業協同組合は、今後さらに連携、協力体制を構築する必要があると考えます。

そのような中、本年一月二十二日に、将来にわたり持続的成長可能性のある山形県の漁業をつくり上げることを目的に、庄内地域での養殖事業の実現に向け、産学官連携による第一回庄内養殖事業コンソーシアム会議が開催されたと伺っております。

この会議では、養殖業についての他県の事例紹介や山形県における育種開発と稚魚の供給体制の現状、庄内各エリアでこれまで取り組まれた栽培漁業や養殖事業についても議論が交わされたようでありますが、その中で新たにサケ・マス海面養殖の事業化についても県漁協から提案がなされたとのことでありました。

庄内浜の漁業関係者が、漁業環境の悪化により大変苦しい状況にある中で、養殖業の振興に向けた庄内養殖コンソーシアムの立ち上げは、県漁協の収益の安定化を図り、今後の山形県の水産業を守ることにつながるものと考えます。

今後、このコンソーシアムを成功に導くためには、養殖事業に係る施設や人員体制を整える必要があると考えます。特に、サクラマスなどの海で生きる準備が整った稚魚、いわゆるスマルトの供給に関わる施設や人員体制など、その環境を整え、安定した稚魚の供給体制を整備する必要があると考えますが、現状の施設や人員体制では稚魚の供給は困難な状況にあるようです。

こうした状況への対応も含め、県では庄内での養殖事業をどのように推進していくのか、農林水産部長にお伺いいたします。

次に、山形県内に投資を呼び込む施策についてお伺いいたします。

経済産業省では、令和三年度補正予算から令和七年度当初予算において、経済産業省が実施した投資支援関連予算の採択案件の一部を都道府県別にマップ化しています。

この国内投資マップを見ると、山形県に対する国の投資支援件数は二千六百四十二件、投資支援額三百十億円、総投資額七百四十八億円となっており、東北地方では福島県、宮城県に次いで三番目の投資額となっているようです。

こうした中、国では、危機管理投資などを行った企業に対して、補助金や税を優遇する制度など、投資を呼び込む方針を示しています。山形県に投資を呼び込み、県内経済の活性化を図るには、さらなる投資環境の整備、企業誘致などが必要であると考えます。

企業誘致に対する山形県の支援は、東北管内でも充実していると認識をしておりますが、さらに企業誘致を進めるために、山形県にしかできない特徴的な支援を展開する必要があると考えます。

国では、日本成長戦略本部における総理指示を踏まえ、この夏の成長戦略策定に向け、AI、半導体、デジタル、GXなどの十七の戦略分野における官民連携での危機管理投資・成長投資の促進に向けた検討が進められているとお聞きをしております。

こうした検討を国で開始していることに鑑みれば、山形県もこうした分野にさらに手厚い支援を行う必要があるのではないのでしょうか。

加えて、地域産業に特化した設備投資支援の展開も重要です。中小企業を中心にし、県内のものづくり産業をさらに発展進化させるため、地域独自の強みを持った産業への支援制度のさらなる展開が必要であると考えますが、県では今後どのような新たな支援策を検討しているのか、産業労働部長にお伺いいたします。

次に、スタートアップに対する支援について伺います。

国では、政府、自治体、金融機関が連携し、スタートアップ企業に対して、「スタートアップ育成五か年計画」として、政策資金調達、人材育成、規制改革、海外展開など、多面的な支援を行っているようです。

山形県でも、ものづくりスタートアップ支援事業や伴走支援事業など、スタートアップ支援が展開されています。山形県のスタートアップ支援は、補助金などでの資金面の支援をはじめとして、伴走支援での成長支援、創業を応援する環境面での支援、コワーキング拠点などでの交流面の支援と大きく四本の柱で構成されていると認識しております。

県の支援は、ものづくり産業を中心に、創業から事業化、資金調達、拡大までを一貫してサポートする仕組みが整備されており、起業を目指す方々にとっては大変心強いものと感じております。

しかしながら、課題も多く、例えば、山形県内ではスタートアップ企業が成長段階で必要とする資金調達が困難であることや、高度な技術者や起業経験者が少なく、特にIT・バイオ分野では人材不足が顕著であり、大学や研究機関との連携はあるものの、首都圏に比べれば人材流動性が低いいため人材の確保が難しいことが挙げられます。さらには、起業する業種や産業に偏りがあるなどの課題もあると感じています。

また、市場へのアクセスの課題もあります。山形県内のみでの市場では規模が小さく、スタートアップ企業が成長するには、業種にもよりますが、県外、首都圏、海外の市場拡大の展開が不可欠となってきます。しかし、こうした市場規模の拡大や販路開拓に対する支援は十分ではなく、大規模市場や首都圏との距離が障壁になりやすいなどの課題もあると思います。

こうした課題を改善するためには、資金調達の環境改善や人材育成、異業種間交流についても、さらに強気に推進する必要があります。加えて、大学、企業、金融機関、自治体が協力連携した起業家教育と人材確保などにも、今以上に力を入れる必要があると考えます。

山形県のスタートアップ支援は、ものづくりに強みがある一方で、資金、人材、市場へのアクセス不足が大きな課題であります。今後の県内スタートアップ企業の成長を考えれば、支援制度の多様化と県外、国外とのネットワーク強化が必要であるものと考えますが、県ではどのような対応を考えているのか、産業労働部長にお伺いいたします。

次に、産業人材の育成と確保について伺います。

企業の誘致を進め、起業者を増やし、山形県に新たな投資を呼び込むには、誘致企業に対する支援策や起業に対する手厚い支援が必要であることは前段で質問、提案をさせていただきました。

一方で、そこで働く産業人材の育成が必要であるとも感じています。山形県の産業人材の育成は、ものづくり産業を中心に、若手から管理職まで幅広い層を対象に研修やリカレント教育を展開しているのが特徴となっています。特に、県内企業、公益財団法人やまがた産業支援機構、山形大学などと連携し、DX、AI、ロボットなど新分野にも対応していることは評価できる点であると思います。

また、やまがた産業支援機構では、県内の研修機関が実施する、経営者、管理職、中堅社員、若手社員、女性社員などを対象にした企業向けの研修情報を一元で提供していることも評価できる点であります。

さらには、産業技術短期大学などの県立職業能力開発施設における入校生への職業訓練はもちろんのこと、山形県職業能力開発協会での技術者・技能者の育成・確保を目的とした各種事業を実施していることも人材育成のポイントとなっていると思います。

これに加えて、地域インフラを担う若手技術者育成のためには、土木・建築分野での取組及び業界向けの

研修にもますます力を入れるべきと考えます。

今後、ものづくりを継続し、地域インフラを維持するための人材を確保する、そのためにはどのような取組を展開しようとお考えなのか、産業労働部長にお伺いいたします。

次に、東北公益文科大学の公立化について伺います。

令和七年十二月九日に、公立大学法人東北公益文科大学の設立が総務大臣及び文部科学大臣から認可されました。これにより、令和八年四月の東北公益文科大学の公立化が決定されたわけであります。

公立大学法人が業務運営上、達成すべき目標である中期目標については、設立団体となる山形県及び庄内広域行政組合が、同法人の運営に関する協議を行う場として、地方自治法に基づき、公立大学法人東北公益文科大学運営協議会を設置して検討してきたことと認識をしております。

東北公益文科大学の公立化は、地域の人口減少や若者流出に対応し、大学の存続と発展を確保するための大きな転換点であります。公益学部の独自性に加え、国際学部の新設で教育の幅を広げ、庄内地域の知の拠点として再スタートを切る大きなチャンスを迎えたと感じています。

また、私立大学の公立化は、これまで全国十二大学で実施されましたが、東北地方では例がなく、公益文科大学の公立化は、東北初の公立化として地方創生のモデルケースとしても注目されているわけであります。一方で、財政負担の増加、運営主体の調整、学生確保、機能強化など、解決すべき課題が多く存在するの事実であります。

令和七年九月に、公立大学法人設立準備委員会では、東北公益文科大学機能強化の基本方針を策定し、短期、中期、長期に期間を分け、学問、分野別や自治体、地元企業、地域の多様な主体との連携強化、知の拠点として地域に還元する大学を目指すなど、多くの視点から大学の機能強化を実施する方針であります。

こうした様々な組織で検討された公立化の効果は早速現れており、この二月の公益文科大学の一般選抜前期試験・個別学力検査型の倍率は、公益学部で六・四倍、国際学部で四・八倍の高い倍率となっているわけであります。

先日、議会の広報・広聴委員会で、実際に東北公益文科大学の学生から意見を伺う機会がありました。その際に学生からは、「もっと地域とつながりを持った学習や活動がしたい」とあるとか、「地域にある大学として地域性を発揮し、個性のある大学を目指してほしい」などの意見を伺ってまいりました。

公立化の動きに合わせて、公益文科大学の学部機能の強化や地域との連携などにさらに力を入れることと認識はしておりますが、山形県にある大学として、地元とどのように連携し、日本で唯一、公益学を学べる個性的な大学として、どのような大学運営を目指すのか、総務部長にお伺いいたします。

次に、再エネ条例の見直しについて伺います。

山形県は、「再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」を令和四年に制定し、令和七年まで条例の趣旨を明確にするため、手引の見直しを複数回行っているわけでありますが、最新の改定では、住民との合意形成に向けた事業者の基本姿勢の明示など、地域との合意形成を重視し、しっかりと対応するように事業者に促す方向に進んでいると認識しております。

宮城県では、令和六年四月に、森林開発を伴う再エネ事業への課税制度が導入され、吉村知事は、令和六年四月二十六日の記者会見で、再エネ事業への新税の導入を前向きに検討し、自然災害防止、歴史景観への配慮、他県の動向、事業者の意見などを踏まえて判断するとしています。

令和七年二月予算特別委員会での洪間委員の質問に対する答弁でも、税の導入には一長一短があると考えられることから、太陽光、風力などの再エネ事業に対する新税導入を含めて、再エネの導入が地域振興につながる様々な手法の検討を進めていくとしています。

山形県は、まだ課税制度を導入していないわけでありますが、導入されれば、自然災害防止や景観保全と両立した、地域と共生する再エネ政策の一環として位置づけられます。

こうした状況からすると、地域の安全安心につながり、地域がメリットを感じられる再エネ条例の仕組みの見直しを進めていると認識をいたしますが、条例見直しの進捗状況とその方向性について環境エネルギー部長にお伺いいたします。

以上、私の壇上からの質問といたします。御答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（田澤伸一議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

小中総務部長。

○総務部長（小中章雄君） 東北公益文科大学の公立化についてお答えいたします。

急速な少子化に伴い、全国的に大学進学者数が大幅に減少していく中で、文部科学省中央教育審議会の令和七年二月の答申では、今後の高等教育が目指す姿として、人の数と人の能力を掛け合わせた国全体の「知の総和」の向上が掲げられております。そのためには、大学などの高等教育機関における教育研究の質の向上を図り、学生一人一人の能力を最大限高める必要があるとされております。

今年四月に公立化する東北公益文科大学につきましても、公立化の認可に際しましては、この答申を踏まえた審査が行われており、教育研究の質の向上のための機能強化が大変重要と考えております。

機能強化の基本方針では、目指す大学像の一つとして「自治体、地元企業、地域の多様な主体との連携強

化により、知の拠点として地域に還元する大学」を掲げております。公立化を契機に、地域の知の拠点である公益大と自治体、地元産業界、地域の団体や住民、ほかの大学や高校など、多様な主体との連携を強化し、公益大の研究と学生の学びを地域全体で支えるとともに、その成果を地域に還元し、地域課題の解決に貢献していくこととしております。

このため、地域とのさらなる連携を進める枠組みとして、公益大を核とした産学官連携プラットフォームを立ち上げ、地域課題解決に向けたデータの収集・分析や研究を行うほか、地域に必要とされている人材像やそれらをどのように育成し、地域に定着させていくかなど話し合いを行い、教育内容の見直しに生かしていきたいと考えております。

例えば、機能強化の基本方針に「デジタルと地域に強い人材の育成」として掲げております「地域で活躍できるデジタル人材を育成するデータサイエンス系の教育体制の強化」につきましては、プラットフォームの中で、地域でどのようなデジタル人材が必要とされているかを話し合い、公益大としての育成の方向性を教育内容の見直しも含め検討していきます。

また、学生の定着に向けて、地元企業を知ってもらうため、地元でのインターンシップの強化にも取り組むこととしております。プラットフォームの枠組みも活用しながら、地元産業界や自治体の協力を得て、積極的に進めてまいりたいと考えております。

公立化を機に地域との連携を強化し、公益の視点を持ちながら地域全体で人材を育成していくとともに、地元企業の社員のリスクリングや地域住民の学びの場としても、大学の教育研究の資源を地域に還元していくよう、庄内地域二市三町とともに機能強化を進めてまいりたいと考えております。

○議長（田澤伸一議員） 會田みらい企画創造部長。

○みらい企画創造部長（會田淳土君） 若者の地元定着・地元回帰についてお答えを申し上げます。

本県の社会減を年代別に見てみますと、進学・就職期に当たる十五歳から二十四歳の転出超過が社会減全体の七割以上を占めており、地域社会や産業の担い手確保、次世代育成の観点から、若者の地元定着・回帰は重要な課題であると認識をいたしております。

このため、県では幼少期からの郷土愛の醸成、県内進学や県内就業の促進、Uターン移住の促進など、若者のライフステージに応じた取組を進めてまいりました。具体的には、郷土愛の醸成に向け、子供たちが地域の魅力に触れ、地元の企業を知る機会づくりに取り組むほか、進学期の流出抑制の観点から、米沢栄養大学など県内の進学先となり得る高等教育機関の整備充実に取り組んでまいりました。

また、県外への就職が多い大学生の県内就職に向けては、市町村や企業等と連携した奨学金返還の支援や首都圏の大学と連携した県内就職情報の発信など、県内定着やUターン就職の促進に向けた取組を展開してきております。

さらに、移住相談者の属性や相談内容を見てみますと、県外で進学・就職した後の子育て期にUターンを検討される方が多いことから、若者や子育て世帯を対象とする県独自の移住支援金制度を拡充したほか、移住ポータルサイトをリニューアルし、子育て支援に関する情報の発信を強化しております。

こうした取組により、県の相談窓口を通じた移住者数が年々増加し、令和六年度は三百三十三名と過去最高を更新しております。移住者の内訳を見ますと、三十代以下の若者世帯が約六割を占め、Uターンも多数見られるところでございます。

一方で、進学・就職期の若者の転出超過は毎年三千人台前半で推移しておりまして、県外流出に歯止めがかかっていないという状況にあります。このため、若者の意識やニーズなどの把握を目的に、若者に対するアンケート調査や知事との直接対話の機会である「『県民まんなか』みらい共創カフェ」などの取組を行っております。

参加した若者からは、山形での就職・就業を実現するために必要なこととして、大学等で身につけたスキルや能力を発揮できる魅力ある働く場の確保や、交通手段をはじめとする生活の利便性向上、娯楽の充実、地域や職場、家庭に潜在するアンコンシャスバイアスの解消などが挙げられ、そうした声に応える仕事や暮らしの環境を整えていくことが必要であると認識しております。

若者が望む環境づくりを進めていくためには、県や市町村など行政のみならず、企業や団体の皆様も主体的に取り組んでいただくとともに、相互に連携し取組効果を高めていくことが重要であります。

こうした観点から、今年度新たに各界の皆様と共に考え、共に取り組む「やまがた未来共創会議」を立ち上げ、「若者・女性にとって魅力ある働く場の創出」をテーマに積極的に意見交換を行うとともに、各界が実践する具体的な取組や分野を越えた連携・協働の必要性を共有し、共創会議として「やまがた未来共創宣言」を採択しているところでございます。

県といたしましては、この「やまがた未来共創会議」を基盤として、宣言に基づく連携・協働をさらに加速させながら、若者を引きつける県づくりに向けた施策を積極的に展開してまいりたいと考えております。

○議長（田澤伸一議員） 沖本環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（沖本佳祐君） 再エネ条例の見直しについてお答えいたします。

再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域との共生が大前提となりますが、昨今、不適切なメガソーラーの開発による自然環境や景観への影響が全国で問題となっており、政府においても昨年十二月に不適切

な事案への法的規制を強化するとともに、地域共生型の再エネ導入を促進する方針が示されたところです。

本県においては、全国に先駆けて制定した再エネ条例において、計画の早い段階から地域と事業者との対話の機会を設けることで、地域と共生した再エネの導入に効果を発揮してきておりますが、最近では、地域と再エネ事業者との合意形成が進みづらくなっている状況も少なからず見られます。

こういった状況の中、県では、カーボンニュートラル社会の実現に向け、地域と共生した再エネの導入を進めるため、税を含めた再エネ導入を地域振興につなげる仕組みの検討を進めてまいりました。

今年度は、政府におけるメガソーラーへの対策の検討の動向を注視しつつ、市町村や再エネ事業者との意見交換を重ねてまいりましたが、その中では、市町村から地元の住民等と再エネ事業者とのあつれきが顕在化した全国の事案を受けて、「地域の不安や懸念の声が大きくなっている。県として地域振興を重視する姿勢を示すことで、優良な再エネ事業者を呼び込むことができるのではないか」との意見を、再エネ事業者からは、「事業の実施に当たって地域との関わりや信頼関係を重視している」との意見をお聴きしているところです。

地域の不安を解消し、地域と再エネ事業者がウィン・ウィンとなる再エネ導入を進めるためには、地域と再エネ事業者との信頼関係が構築され、地域が求める地域振興策が実現されることが大切です。

その実現を図るための手法として、税を納めることが地域振興と受け止められて、地域との対話がおろそかになってしまうおそれのある税の導入ではなく、再エネ条例による地域と再エネ事業者との合意形成に向けた対話のためのガイドラインを策定し、住民の懸念事項への対応や地域振興策について具体的に話し合い、協定という形で取りまとめるよう促すとともに、県がその実行状況を確認していくという方向で検討を進めております。

地域との共生を図る上で、市町村に期待されている役割は大きいことから、今後も市町村と丁寧な意見交換を行い、有識者からの御意見もお聴きしながら、なるべく早期の結論に向けて検討を進めてまいります。

○議長（田澤伸一議員） 奥山産業労働部長。

○産業労働部長（奥山 敦君） 私には三点御質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

初めに、投資を呼び込む施策についてお答えします。

政府では、近年、我が国の経済成長に向けた国内投資を促進しており、特に成長分野への投資に対して、補助金や税制優遇による積極的な支援を行っております。

令和二年度から六年度までの五年間、国内投資は右肩上がりに上昇しており、県内においても企業立地促進補助金の支援実績を見ると、半導体や自動車などの分野で約一千二百億円の投資が行われ、約一千六百名の雇用が創出されております。

現在、政府において半導体やバイオなど、十七の戦略分野等における投資促進策を盛り込んだ「日本成長戦略」の検討が進められておりますので、県としましてもこの流れをしっかりと捉え、本県への投資につなげていくことが重要であると考えております。

今年度の企業誘致活動においては、県産業振興ビジョンを踏まえ、バイオ、GX、半導体、食品などを重点誘致分野に位置づけ、企業訪問に加え、本県が優位性を持つ半導体分野のさらなる誘致につなげるため、「やまがた半導体フォーラム」を初めて東京で開催するなど、積極的な活動を展開してまいりました。

一方で、これらの活動の中で、人材確保の困難さや産業用地不足などといった課題も見えてきたところです。そのため、令和八年度においては、三つの視点から企業誘致の取組を強化したいと考えております。

一つ目は、企業立地促進補助金の拡充です。重点誘致分野における新設・増設への特別加算措置を新たに設け、県外企業の投資はもとより、地域独自の強みを持つ県内企業の投資もしっかり後押ししてまいります。

二つ目は、ソフト産業立地促進補助金の拡充です。若者・女性の志向に応じた就業の場の確保に向け、補助対象をこれまでのデザイン業からクリエイティブ産業へ拡大するとともに、雇用要件を緩和することでソフト産業の県内投資を促進してまいります。

三つ目は、産業用地の確保です。産業用地は投資判断に直結する重要な産業インフラであることから、県営の鳥海南工業団地の造成工事を進めるとともに、現在造成計画のある市町と連携しながら分譲地の確保を図ってまいります。

これらの取組に加え、人材確保に向けた企業と地元大学等の連携によるセミナーの開催や、再生可能エネルギー供給のポテンシャルを生かした企業誘致活動にも取り組んでまいりたいと考えております。

県としましては、政府の施策も有効に活用し、本県独自の施策と連動させ、市町村や関係機関とも協働しながら、重点誘致分野をはじめとする投資を呼び込み、本県経済の持続的な発展につなげてまいります。

次に、スタートアップ支援についてお答えいたします。

新たな価値を創出するスタートアップは、地域経済の成長エンジンとなる存在であり、その支援は新産業の創出や雇用拡大、若者の地域定着にもつながる重要な施策であると認識しております。

スタートアップ企業は、創業から三年目までの初期段階においては、資金・人材・信用のいずれもが十分ではなく、事業継続の確率をいかに高めるかが大きな課題であることから、県では令和二年度からスタートアップ支援事業を実施してまいりました。

内容としましては、スタートアップの立ち上げからビジネスモデルの確立までを専門人材が伴走支援する

ほか、資金調達支援や取引支援など、各事業ステージに応じた切れ目ない支援を実施してまいりました。これにより、支援いたしました三十六社のほとんどが現在も事業を継続しており、一定の成果が現れているものと認識しております。

また、経済産業省では、グローバル展開を目指すスタートアップを「J-Startup」として選定し、大規模イベントへの出展支援や研究開発支援を行っており、本県からは四社が選定されております。さらに、地方版である「J-Startup TOHOKU」においても三社が選定されるなど、官民連携による支援が展開されております。

スタートアップのさらなる成長を促すためには、各事業ステージに応じた多様な支援に加え、県内外とのネットワーク強化も重要であることから、東北・新潟の大学・高専等二十四校と自治体・企業・金融機関等で構成する「みちのくアカデミア発スタートアップ共創プラットフォーム」との連携を一層強化し、ベンチャーキャピタルや金融機関との接点づくり、首都圏の支援拠点や研究機関との関係強化を進めてまいります。

また、国立がん研究センター・鶴岡連携研究拠点では、来年度から同センターのプロジェクトマネージャーが、起業を目指す研究者や慶應先端研発スタートアップの支援を行うこととしており、医療系スタートアップの創出や事業拡大にも取り組んでまいります。

さらに、令和八年秋に米沢市に開設するイノベーション連携拠点において、学生と企業経営者・技術者との交流機会を創出し、起業やイノベーションの創出を目指す若者の発掘や起業家教育と人的ネットワークの形成も推進してまいります。

県としましては、革新的な技術やビジネスモデルで世界に新しい価値を提供するスタートアップやオンライン技術により新分野に挑戦する県内企業に対し、あらゆる資源を効果的に投入することで、世界で活躍するスタートアップが次々と生まれ、本県経済の成長につながる新たな活力となるよう、しっかりと取り組んでまいります。

最後に、産業人材の育成と確保についてお答えいたします。

本県ものづくり産業の持続的発展のためには、確かな技術と知識を持ち、デジタル化やAI、先進技術の導入など、時代の変化に対応できる人材の育成・確保が求められます。

また、県民の豊かな生活や社会経済の営みの礎となる地域インフラを適切に整備・維持していくことは、地域のさらなる発展に不可欠であり、その中核を担う土木・建築分野における技術者の育成・確保は、同様に極めて重要な課題であると認識しております。

こうした人材の育成に向けて、機械・電子等のものづくり分野や土木・建築のインフラ分野の学科で構成する県立産業技術短期大学校では、年間一千四百時間にも及ぶ訓練課程の中で、実習を重視したカリキュラム編成により、県内企業と連携した実践的教育を行うことで即戦力となる技術者の育成に取り組んでおり、毎年百人以上の若手技術者を県内企業に輩出しております。

修了生の就職先企業を対象に実施したアンケート調査では、修了生に満足していることとして「基礎的技術・知識を身につけている」との回答が八四・六%を占めるなど、技術者としての素養がしっかりと身につけている点が高く評価されております。

また、今年度、同校土木エンジニアリング科では、合格率四三・一%の一級土木施工管理技術検定を二年生全員十二名が受検し、全員が合格を果たすなど、質の高い教育の成果が現れているものと考えているところです。

しかしながら、本県ものづくり産業はもとより、特に県民生活を支える土木・建築分野においては担い手の高齢化が進んでいることなどから、同校の求人倍率が十倍を超える場合があるなど、人材輩出への需要が増している一方、少子化の進展や高校生の四年制大学への進学志向の高まりなどを背景に同校を志願する高校生は減少しており、年々入校生の確保が困難な状況になっております。

そのため、県では、令和六年三月に県の附属機関である山形県職業能力開発審議会に対し、産業技術短期大学校をはじめとする四つの県立職業能力開発施設の今後の在り方について諮問し、昨年十月に答申を受けたところです。

答申では、少子化の進展等を踏まえた訓練規模や企業ニーズに応じた新たな学科の検討などについて提言されており、現在、答申を踏まえた具体的な施策展開について検討を進めているところであります。

県としましては、時代の変化に対応でき、即戦力となる人材を継続的・安定的に輩出するため、県立職業能力開発施設の入校生確保につながるよう、今後の施設の在り方の方向を定め、未来への投資である若手技術者の育成をしっかりと進めてまいります。

○議長（田澤伸一議員） 高橋農林水産部長。

○農林水産部長（高橋和博君） 水産業の振興についてお答えいたします。

本県の海面漁業の漁獲量が年々減少する中で、将来にわたり持続可能な水産業を実現するためには、これまでの天然の水揚げを主体とした生産構造からの大胆な転換が必要であり、養殖への取組が不可欠であると考えております。また、山形県漁業協同組合においても、経営改善が喫緊の課題であり、新たな収益事業の柱として、養殖事業への参入を目指しております。

こうしたことから、本格的に養殖事業を進めていくため、議員からもありましたように、先月二十二日に

県漁協が中心となり、県や沿岸二市一町、大学、金融機関、全国の民間企業など約八十名が参加し、第一回庄内養殖事業コンソーシアム会議が開催されたところであります。

コンソーシアム会議では、サケ・マス類、アワビ、ナマコ、岩ガキ、真ガキ、トラフグ、藻類の七つの魚種について、養殖の実施に向けたワーキングチームを設置し、現在、チームごとに事業化に向けた課題整理などを行っております。

このうち、サケ・マス類では、県の魚であるサクラマスの養殖を想定しており、来年度、飛島沖に直径二十メートルの生けすを一基設置し、実証試験を実施する予定としております。

県としましては、実証試験の経費に対し、水産庁の補助事業を活用して県漁協を支援し、実証試験を成功させ、庄内での海面養殖の実現可能性にめどをつけたいと考えているところであります。

一方で、養殖の事業化には多くの課題があり、議員からありました安定した稚魚の供給体制の整備もその一つで、現在、県では、飼育が容易で成長が早い養殖に適した血統のサクラマスを保育しておりません。このため、当面は他県の企業などから既存のサクラマスの養殖用種苗を調達して実証試験に取り組み、養殖に最適な飼育方法などの検討を重ね、事業化を目指してまいりたいと考えております。その中で、必要に応じて養殖に適した県産サクラマスの種苗開発や種苗の大量生産体制の整備についても検討してまいりたいと考えております。

このほか、大量の幼魚を飛島沖に元気な状態で輸送しなければならないという課題も想定されますので、コンソーシアム会議の参加者が持つ多様な知見を活用しながら、解決策を見いだせるよう進めたいと考えております。

養殖の事業化は、持続可能な水産業の実現に向け、何としても成功させなければならない重要プロジェクトであります。県としましては、県漁協をはじめとする関係機関との連携を一層強化し、養殖の事業化に向けて全力で取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） 永尾県土整備部長。

○県土整備部長（永尾慎一郎君） 庄内空港の機能強化についてお答え申し上げます。

庄内空港は、庄内地域と大都市圏、さらには海外とを結び、人や物の移動を活発化するため、「庄内に空港を」との地元産業界や地域住民の強い熱意と官民一体となった要望活動により実現した重要な交通基盤であります。

現在、一日五往復の東京便が運航し、年間で約三十七万人の方々に利用されており、そのおよそ半数がビジネス目的であるなど、経済活動を支える大動脈となっております。

平成二十七年度に国土交通省が実施した全国幹線旅客純流動調査では、本県から首都圏に向かう旅客のうち、航空機を利用する方の割合が県全体では六％であるのに対し、庄内地域では二四％を占めており、このことも庄内空港が地域にとって重要な役割を果たしていることを示しております。

こうした中、人口減少が進む本県にとっては、旺盛なインバウンド需要を積極的に取り込むなど、交流人口の拡大を地域経済の活性化につなげていくことが重要であることなどから、庄内空港の機能をより高めていく必要があると考えております。

このため、県では国際線と国内線の動線分離のための空港ビルの機能強化に取り組むとともに、庄内空港機能強化検討会議を設置し、今後の庄内空港に必要となる機能強化の方向性などを取りまとめた空港将来ビジョンの策定に向け、議論を始めたところでございます。

昨年十一月二十七日に開催しました第一回庄内空港機能強化検討会議では、参加した委員から空港が果たすべき役割や課題について広く意見を伺いました。委員からは、国際線の就航拡大や新規路線の開設など、航空ネットワークの充実が必要とする意見、さらには、冬季における安定就航や混雑する駐車場への対応など様々な御意見をいただきました。庄内空港における機能強化の必要性を改めて認識したところでございます。

こうした論点を踏まえ、今後の議論を深めていくためには、将来的なインバウンドの動向や冬季における欠航要因などを的確に把握し、課題に対応するための施設計画の在り方などを整理していくことが必要となります。

このため、令和八年度におきましては、空港の将来需要予測を行うとともに、滑走路の延長など、空港施設の機能強化を図る場合における概略的な設計や概算費用の算出を行っていく考えでございます。

引き続き、庄内空港機能強化検討会議において、各委員の意見を伺いながら、令和八年度内の空港将来ビジョンの策定を目指してまいります。

○議長（田澤伸一議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。

明二十八日及び三月一日の二日間は休日のため休会とし、二日定刻本会議を開き、議案に対する質疑と県政一般に関する質問を併せ行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 二時 二分 散 会